

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(実績原価方式に基づく平成27年度の接続料の改定等)について

(諮問第3069号)

<目 次>

| | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 報告書(案) | 1 |
| 2 | 申請概要 | 27 |
| 3 | 審査結果 | 41 |

別添

- 接続約款変更認可申請書(写)(東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写)(西日本)

平成27年3月24日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 東海 幹夫 殿

接 続 委 員 会

主 査 相 田 仁

報 告 書 (案)

平成27年1月27日付け諮問第3069号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 今国会に提出された、法人税率を 25.5%から 23.9%へと引き下げることを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が成立・施行し、これを踏まえて接続料が再算定された場合には、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更を認可することが適当と認められる（当委員会の考え方は別添1のとおり）。
- 2 提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添2のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添2において対応する当委員会の考え方）。
 - (1) NTT東西に対し、平成26年度以降の接続会計においてPCB廃棄物の処理単価見直しに伴う特別損失を計上し、平成28年度以降の接続料原価に算入する場合には、接続会計の公表の際に、その設備区分別の内訳についても公表することを要請すること。また、接続事業者の予見性を確保する観点から、接続事業者に対し、当該特別損失が各機能の接続料原価に及ぼす影響に係る情報を、接続料改定に係る接続約款の変更認可申請よりも可能な限り早い時期に開示することについて検討することを要請すること（考え方1）。
 - (2) NTT東西に対し、光屋内配線加算額及び光屋内配線工事費の算定に用いられる作業時間について、平成26年度に実施した再計測では、屋内配線を収容する配管の有無が作業時

間に影響を与えていることが判明したことから、毎年度、配管の有無を調査し、その結果に有意な差が認められる場合には接続料に反映することを要請すること。また、今後、定期的に（例：5年ごとに）作業時間を再計測し、その結果を光屋内配線加算料等の算定に用いることを要請すること（考え方5）。

接続料原価

第一種指定設備管理運営費

他人資本費用

自己資本費用

利益対応税

調整額

- ・事業税
(税率変更: 4.3% → 3.1%)
- ・地方法人特別税
(税率変更: 67.4% → 93.5%)
- ・法人税
(税率変更: 25.5% → 23.9%)
- ・道府県民税*
- ・市町村民税*
- ・地方法人税*

※ 課税標準が法人税額であることによる税額変更

本件申請においては、法人税率等が平成26年度と同率であることを前提に接続料が算定されているが、今国会に提出された「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が、平成27年3月13日に衆議院で可決され、現在、参議院で審議されている状況に鑑み、同法案が成立・施行し、法人税率の引き下げ等が確定した場合には、平成27年度の接続料については、これを前提として再算定することが適当である。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案)
(実績原価方式に基づく平成27年度の接続料の改定等)

| 意見 | 再意見 | 当委員会の考え方(案) |
|---|--|--|
| <p>意見1 PCB廃棄物処理単価の見直しに伴う特別損失は、平成27年度以降も発生する可能性がある。NTT東西は、接続事業者の予見性を確保する観点から、今後の見通しについて情報開示すべき。</p> | <p>再意見1</p> | <p>考え方1</p> |
| <p>○ PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱い PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失(NTT東殿:24億円、NTT西殿:40億円)が接続料規則第3条ただし書にて、接続料原価に算入されておりますが、接続料上昇の一因となっております。 平成27年2月3日に開催されたNTT東西殿の説明会にて、平成26年度の間接決算では、NTT東殿:79億円、NTT西殿:80億円を計上しているとの説明があり、平成27年度以降も同様な特別損失の計上が発生する可能性があります。第一種指定電気通信設備の維持・運営のための費用と理解はしているものの、接続料水準の変動は事業計画に影響を及ぼすことから、PCB廃棄物処理事業者との交渉状況、処理の規模に起因するとは思いますが、予見性確保の観点から、何年度まで発生する見込みがあるのか等、今後の見通しを可能な限り情報開示すべきと考えます。 また、需要減少傾向の接続料については、急激な接続料上昇を招くことになりかねないため、上昇を抑制する激変緩和措置など、接続事業者へ配慮した措置を講じる必要があると考えます。</p> | <p>○ 当社は、PCB廃棄物について、その毒性や環境汚染が社会問題化したことを受け、これを確実にかつ適正に処理するために保管をしております。このPCB廃棄物の処理費用については、平成16年度に、本来業務に不可欠な局舎の照明器具に係る安定器等の適切な廃棄に要する費用という観点から、営業費用に計上しました。 今回、接続料原価に算入した特別損失については、PCB廃棄物を処理する事業者(JESCO)がPCB廃棄物の処理単価を見直したことに伴い、JESCO北海道事業所エリアにおけるPCB廃棄物の処理に係る追加費用を平成25年度に計上したものです。 平成26年度においては、JESCO東京事業所エリアに保管しているPCB廃棄物が処理可能となったことに伴い、特別損失を計上していません。これにより、保管していた全てのPCB廃棄物に係る特別損失の計上は完了しました。 ただし、今後、PCB廃棄物処理単価の大幅な変更等があった場合は、追加の特別損失が発生する可能性があるため、その際には、可能な限り速やかに情報開示を行う考えです。</p> | <p>○ NTT東西の再意見では、平成22年のPCB廃棄物の処理単価見直しに伴う特別損失の計上は平成26年度で完了したとされており、平成27年度接続会計を用いて算定される平成29年度接続料以降の接続料には影響しないとの見通しが示されたものと考えます。 ○ NTT東西においては、今後、更なる処理単価の大幅な変更等により追加の特別損失を計上する場合には、接続事業者の予見性を確保する観点から、接続事業者に対し、当該特別損失が各機能の接続料原価に及ぼす影響に係る情報を、接続料改定に係る接続約款の変更認可申請よりも可能な限り早い時期に開示することについて検討することが適当である。(要請) —情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成26年3月31日)別添2 考え方1 抜粋— ○ 平成25年度以降に災害特別損失が計上され、それを平成27年度以降の接続料原価に算入する場合には、接続会計の公表の際に、NTT東西がその設備区分別の内訳についても公表することが適当である。また、接続事業者の予</p> |

| 意見 | 再意見 | 当委員会の考え方(案) | | | | |
|-----------------|---|-------------|-------|-------|-------|---|
| <p>(ワイモバイル)</p> | <p><PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失> (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="817 338 1415 451"> <thead> <tr> <th data-bbox="817 338 1115 392">H25年度</th> <th data-bbox="1115 338 1415 392">H26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="817 392 1115 451">3,382</td> <td data-bbox="1115 392 1415 451">7,930</td> </tr> </tbody> </table> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 当社は、PCB廃棄物について、その毒性や環境汚染が社会問題化したことを受け、これを確実に適正に処理するために保管をしていました。このPCB廃棄物の処理費用については、平成17年度に、本来業務に不可欠な局舎の照明器具に係る安定器等の適切な廃棄に要する費用という観点から、営業費用に計上しました。</p> <p>今回、接続料原価に算入した特別損失については、PCB廃棄物を処理する事業者(JESCO)がPCB廃棄物の処理単価を見直したことに伴い、JESCO北九州・北海道事業所エリアにおけるPCB廃棄物の処理に係る追加費用を平成25年度に計上したものです。</p> <p>平成26年度においては、JESCO大阪・豊田事業所エリアに保管しているPCB廃棄物が処理可能となったことに伴い、特別損失を計上しています。これにより、保管していた全てのPCB廃棄物に係る特別損失の計上は完了しました。</p> <p>ただし、今後、PCB廃棄物処理単価の大幅な変更等があった場合は、追加の特別損失が発生する可能性があるため、その際には、可能な限り速やかに情報開示を行う考えです。</p> <p><PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失></p> | H25年度 | H26年度 | 3,382 | 7,930 | <p>見性を確保する観点から、接続事業者に対し、災害特別損失が各機能の接続料原価に及ぼす影響に係る情報を、接続料改定に係る接続約款の変更認可申請よりも可能な限り早い時期に開示することについて検討することが適当である。 (要請)</p> |
| H25年度 | H26年度 | | | | | |
| 3,382 | 7,930 | | | | | |

| 意見 | 再意見 | 当委員会の考え方(案) | | | | |
|--------|--|-------------|--------|-------|-------|--|
| | <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="817 244 1415 360"> <thead> <tr> <th data-bbox="817 244 1124 300">H25 年度</th> <th data-bbox="1124 244 1415 300">H26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="817 300 1124 360" style="text-align: center;">6,087</td> <td data-bbox="1124 300 1415 360" style="text-align: center;">7,972</td> </tr> </tbody> </table> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ 接続料は、実際に要した設備コストを利用に応じて応分にご負担いただくことが原則であると考えます。</p> <p>接続料の急激な上昇を抑制する激変緩和措置の適用については、平成25年7月の審議会に提出された総務省の報告書「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」において、接続機能ごとに、以下の基準に照らし、必要最小限とすることが適当であると整理されています。</p> <p>①接続料の変動が特に大きく、対象機能の重要性等に照らし、抑制措置を講ずる必要性が認められること</p> <p>②費用又は需要の変動要因が特定可能であり、当該要因が一時的なものであることが判明していること又は今後定常的なものとなる見込まれること</p> <p>③抑制措置を講ずることにより接続料水準の変動が緩和される見込みであること</p> <p>当社としては、この基準に照らし、今回は激変緩和措置の適用の必要は無いものと判断して申請を行っています。</p> <p>今後もこの基準に照らし、激変緩和措置の適用の要否を検討した上で、適切に接続料算定を行っていく考えです。</p> | H25 年度 | H26 年度 | 6,087 | 7,972 | |
| H25 年度 | H26 年度 | | | | | |
| 6,087 | 7,972 | | | | | |

| 意見 | 再意見 | 当委員会の考え方(案) |
|---|---|---|
| <p>意見2 ドライカップや専用線などメタル回線を利用する接続料は、今後も需要の減少による上昇が見込まれる。利用者への影響を最小限に抑えるため、コスト負担の在り方等について、適時適切な対応を検討することが必要。</p> | <p>(NTT東西) 再意見2</p> | <p>考え方2</p> |
| <p>○ ドライカップ及びラインシェアリングの接続料について 今般、NTT 東西より認可申請された平成 27 年度接続料は、平成 25 年 5 月に公表された「メタル回線のコストの在り方について 報告書」の提言を踏まえてメタルケーブルの耐用年数等の見直しが反映された結果等により、ドライカップについては平成 26 年度よりも低減しラインシェアリングについては微増しました。現行の接続料の算定方式ではメタル回線の需要の減少等に伴い中長期的にドライカップ及びラインシェアリングの接続料が上昇していくことは必至ですが、その上昇分を利用者へ転嫁することは困難であり、接続料の上昇の程度によっては事業者の収益が圧迫されサービスの提供が困難となる場合も考えられます。よって、今後光コラボレーション等により光ファイバ利用が促進されても一定程度のメタル回線の利用者が残ること、光ファイバの未整備地域が残ることが想定されるため、メタル回線のコストについては引き続き適時適切な対応の検討を進めていくことが必要です。 (TOKAIコミュニケーションズ)</p> <p>○ 実績原価方式に基づいて算定されているメタル回線や専用線等のレガシー設備接続料については、今後更なる需要減少により接続料の上昇が見込まれ、また現に一部の専用線においては接続料とユーザ料金が逆転する事象も発生していること</p> | <p>○ 当社としては、従前からの新規投資の抑制等に加え、設備点検業務や故障修理業務の効率化、システムの改善による事務処理稼働の削減、といった取り組みにより、引き続きアクセス回線に係るコスト削減に努めていく考えです。 しかしながら、こうしたコスト削減努力を前提としても、メタル回線需要の大幅な減少が続く以上、いずれメタル回線の接続料水準が上昇していくことは不可避であると考えます。 需要が、いつどの程度減少するかは、サービス・技術動向や経済情勢、消費動向、他事業者の事業展開等、様々な要素の影響を受けることから、当社においても今後の接続料水準等を見通すことは困難であり、当社を含め各社は、こうした先々の見通しが不透明な状況の中で事業運営を行っていくことになることについて、ご理解いただきたいと考えます。 いずれにしても、接続料は実際にかかった費用を回収するものであり、メタル回線のコストについても、引き続き、実際に要した設備コストを利用に応じて応分にご負担いただくことが原則であると考えます。 なお、「メタル回線のコストの在り方について報告書」の提言を踏まえてメタルケーブルの耐用年数等の見直しが反映された」とありますが、メタルケーブルの耐用年数は使用実態等を踏まえて当社が設定しているものであり、</p> | <p>○ <u>メタル回線のコスト負担の在り方については、平成 24 年 11 月から平成 25 年 5 月まで総務省で開催した「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において、コスト負担の更なる適正化及び予見可能性の向上に向けたコストの検証等が行われ、その報告書を踏まえ、メタル回線と光ファイバ回線との間のコスト配賦方法の見直し等が実施された。</u> <u>今後のメタル回線のコスト負担の在り方に関する御意見については、総務省において参考とすることが適当である。</u></p> <p>—情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成 26 年 3 月 31 日)別添 2 考え方 15 抜粋—</p> <p>○ <u>メタル回線のコスト負担の在り方については、平成 24 年 11 月から平成 25 年 5 月まで総務省で開催した「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において、更なる適正化及び予見可能性の向上に向けたコストの検証等が行われ、その報告書では、接続料を算定する際に用いられる原価について、メタル回線と光ファイバ回線との間のコスト配賦方法の見直し等が提言された。この報告書を踏まえNTT東西における接続会計が見直された結果、ドライカップの接続料は前年に比べ、低減することが見込まれたところ(NTT東日本:1,357円⇒1,287円(▲70円)、NTT西日本:1,391円⇒1,334円(▲57円))である。</u></p> |

| 意見 | 再意見 | 当委員会の考え方(案) |
|---|---|---|
| <p>から、ユーザ料金の値上げ等ユーザに直接的な影響を及ぼす可能性があります。加えて、専用線については、金融機関、消防機関等公共性の高いユーザが中心であり、帯域保障等の安定性や提供エリアの観点から代替となる回線がなく、専用線を使い続けざるを得ないケースも存在するため、接続料の上昇は社会に大きな影響を及ぼしかねない深刻な問題と考えます。</p> <p>このようにユーザに直接影響を及ぼしかねない問題であることから、その影響を最小限に抑えるためレガシーサービスから代替サービスへの移行を促進するとともに、代替サービスがない提供エリアでのサービス維持方法や廃止といったサービスそのものの在り方について、総務省殿、東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。)並びに接続事業者等の関係者で議論する場を設けることが適切と考えます。</p> <p>なお、議論に当たっては、需要・コストに係る長期的な予測を含めた接続料水準等を共有し、接続料算定方法の在り方等、総合的な視点で検討する必要がありますと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>「メタル回線のコストの在り方について報告書」の提言を踏まえて見直したものではありません。</p> <p>(NTT東西)</p> <p>○ 当社としては、コスト削減努力を行っているものの、レガシー系サービスの大幅な需要の減少が続く以上、レガシー系の接続料水準の上昇は不可避であり、こうした状況において、ユーザサービスをどうしていくかは各事業者の判断によるものと考えますが、設備の老朽化等の状況や需要動向等を踏まえ、専用線等のレガシー系設備を更改・廃止等する場合には、当該設備を使用する関係事業者と、引き続き情報共有を行っていく考えです。</p> <p>(NTT東西)</p> <p>○ ソフトバンク殿のご意見に賛同します。</p> <p>需要減少傾向にあるメタル回線や専用線等のレガシー系サービスについては、今後も接続料上昇となる可能性が高く、接続事業者の事業運営だけでなく、利用者料金にも影響を与えかねないため、利用者利益の確保及び円滑なマイグレーションを促進する観点から、PSTNマイグレーションに係る意識合わせの場等、総務省殿、NTT東西殿、関係事業者間にて議論を深める場を設定する必要がありますと考えます。</p> <p>(ワイモバイル)</p> <p>○ 左記意見のとおり、今回申請された平成27年度の通信路設定機能の接続料は、前年に比べると、NTT 東・西共に大幅に上昇し、他の接続料に比べても急激な上昇となっています。一方、法人向けデータ伝送サービスでは、帯域保障型の</p> | <p>メタル回線のコスト負担の在り方についての今後の検討に関する意見については、総務省において今後の検討の参考とすることが適当である。</p> |

| 意見 | 再意見 | 当委員会の考え方(案) |
|--|---|---|
| | <p>専用線アクセスを提供条件とするお客様や設備のインターフェースの変更を要する等により依然として専用線に頼らざるを得ないケースが存在しています。</p> <p>今回のような接続料の急激な上昇は、接続事業者の事業運営に大きな影響を与え、利用者料金の値上げや利用者に代替サービスを提供できないまま接続事業者が事業から撤退する事態も想定されるため、NTT 東・西においては、これまでの総務省からの要請事項を踏まえ、より一層のコスト削減を図り、接続料の急激な上昇を抑制していただくことが必要です。</p> <p>(KDDI)</p> | |
| <p>意見3 大幅に上昇している通信路設定伝送機能の接続料に係る情報が認可申請前に開示されたことは評価できる。接続事業者の予見性を高める観点から、来年度以降も事前開示が必要。また、メガデータネットも事前開示の対象に追加すべき。</p> | <p>再意見3</p> | <p>考え方3</p> |
| <p>○ 通信路設定伝送機能について</p> <p>今回申請された平成27年度の通信路設定伝送機能の接続料は、前年と比べるとNTT 東日本で168%、NTT 西日本で121%（高速デジタル6M、エコノミー以外、タイプ1-1、同一MA内）と、NTT 東・西共に前年に比べ大幅な上昇となっております。</p> <p>平成26年3月31日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申の考え方を踏まえ、接続料の認可申請前の段階（H26年10月末）で、接続専用線に係る原価及びその内訳、機能別回線数、単価（H27年度接続料算定に係るもの）が新たに開示されたことは、接続事業者の予見性を高める方策としては評価できるものであり、来年度以降も継続して開示される必要があると考えます。</p> | <p>○ 平成27年度接続料算定に用いた接続専用線に係る平成25年度の前年度までの傾向と異なっていたこと等を踏まえ、接続事業者の予見性を向上させる観点から、平成25年度の前年度及びその内訳、機能別回線数、単価の開示を実施しました。来年度以降の開示についても、必要に応じて、可能な限り対応していく考えです。</p> <p>また、メガデータネットの情報開示についても、原価や需要の動向等を踏まえ、必要に応じて、検討していく考えです。</p> <p>当社としては今後とも引き続きコスト削減に努めていく考えです。</p> <p>(NTT東西)</p> | <p>○ 通信路設定伝送機能の接続料に係る情報の事前開示については、実績原価方式に基づく平成26年度の接続料の改定等に伴う接続約款の変更認可の際に、当審議会の考え方として、「NTT東西においては、需要が減少するサービスに係る接続料について、接続料の認可申請よりも可能な限り早い時期に、接続料算定に用いられる需要に係る情報を接続事業者の開示する等、接続事業者の予見性を高めるための方策について検討することが適当である」との考え方を示している。これを踏まえ、<u>NTT東西が平成26年10月に情報を事前開示したことは、接続事業者の予見性を高めるために講じられた方策として評価できるものであり、NTT東西においては、今後とも、需要が減少するサービスに係る</u></p> |

| 意見 | 再意見 | 当委員会の考え方(案) |
|--|---|---|
| <p>しかしながら、接続料の急激な上昇は、接続事業者の事業運営に大きな影響を与え、利用者料金の値上げや利用者に代替サービスを提供できないまま接続事業者が事業から撤退する事態も想定されるため、NTT 東・西においては、これまでの総務省からの要請事項を踏まえ、より一層のコスト削減を図り、接続料の急激な上昇を抑制していただくことが必要です。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 専用線等の情報の早期開示</p> <p>NTT 東西殿より、専用線に係る需要や費用について、昨年 10 月末に情報開示頂き、予見性確保の観点で有効であったと考えます。つきましては、来年度も引き続き、可能な限り早期に専用線に関する情報開示についてご対応頂けますようお願いいたします。</p> <p>また、メガデータネッツについても、専用線同様、接続料が急激に上昇しているため、予見性確保の観点から、来年度から情報の早期開示の対象としてご対応をお願いしたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>○ 左記意見のとおり、接続料の認可申請前の段階（H26 年 10 月末）で、接続専用線に係る原価及びその内訳、機能別回線数、単価（H27 年度接続料算定に係るもの）が新たに開示されたことは、接続事業者の予見性を高める方策としては評価できるものであるため、来年度以降も継続して開示される必要があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ ソフトバンク殿、KDDI 殿のご意見に賛同します。</p> <p>需要減少傾向の接続料は、急激な接続料上昇となる可能性が高く、接続事業者の事業運営及び利用者料金にも影響を与えかねないため、予見性確保の観点から、来年度以降も引き続き、認可申請よりも可能な限り早い時期に情報開示していただきたいと考えます。</p> <p>(ワイモバイル)</p> | <p>接続料について、同様の取組の実施を検討することが<u>適当</u>と考える。</p> <p>—情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成 26 年 3 月 31 日）別添 2 考え方 7 抜粋—</p> <p>○ 一方、IP 化の進展等に伴って需要が減少するサービスについては、接続事業者から、利用者が代替サービスへと円滑に移行できるような対応を行うことが重要と指摘されていることを踏まえれば、接続事業者の予見性をできる限り高めることが望ましい。</p> <p>こうした観点から、NTT 東西においては、需要が減少するサービスに係る接続料について、接続料の認可申請よりも可能な限り早い時期に、接続料算定に用いられる需要に係る情報を接続事業者が開示する等、接続事業者の予見性を高めるための方策について検討することが適当である。</p> |
| <p>意見 4 総務省は、加入者回線に係る施設保全費の適正性を検証するべき。</p> | <p>再意見 4</p> | <p>考え方 4</p> |
| <p>○ 施設保全費の適正性検証</p> <p>弊社共は、NTT 東西殿に対し加入者回線に係る施設保全費について、その適正性検証の観点から、定期点検の頻度やその費用について情報提供を求めましたが、NTT 東西殿において経営情報に当たるとの判断をされたため、ご提供頂くことは出来ませんでした。</p> <p>しかし、施設保全費について、目的別（定期点検、故障復旧対応、支障移転対応等）、作業場所</p> | <p>○ 当社としては、従来からの接続会計や接続料算定根拠の開示に加え、メタル回線に関連した接続料の原価並びにその内訳等を、毎年度、接続料等の改定の認可申請より早期に自主開示するなど、可能な限り情報開示に努めているところです。</p> <p>しかしながら、ソフトバンクグループから提供を求められた「故障修理の発生状況や修理時間及びケーブルの点検頻度等」の情報は、当社</p> | <p>○ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）では、第一種指定電気通信設備に係る接続料は、「能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当」（法第 33 条第 4 項第 2 号）であることが求められている。申請された接続約款の中で設定される接続料が接続料原価に照らし公正妥当なものとなっているか否かを審査する際に</p> |

| 意見 | 再意見 | 当委員会の考え方(案) |
|---|--|---|
| <p>別(架空区間、地下区間、局舎内等)に、その内訳や経年での変化等を確認することは、費用の適正性を検証する上で有効であると考え、総務省殿におかれましては、上述のように費用の内訳・経年変化を NTT 東西殿から提示頂いた上で検証して頂きたいと思います。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>が効率的な業務運営を実現するためのノウハウに係る情報であり、これらの情報から当社から通建会社への発注実態が類推可能となり入札等に支障が生じる虞があることに加え、設備構築事業者との競争上、当社が不利益を被る可能性があるものであることから、経営情報にあたるため開示を控えさせていただきました。</p> <p>ご指摘の点については、当社でも当該区分別に実コストを把握していませんが、これまでも接続料の認可等にあたり、当社で把握できる範囲の情報は必要に応じて総務省に対して報告しており、十分な検証を受けているものと考えています。</p> <p>当社としては今後とも引き続きコスト削減に努めていく考えです。 (NTT東西)</p> <p>○ ソフトバンク殿のご意見に賛同します。</p> <p>施設保全費のコスト適正性を検証するうえでは有効であると考えますので、目的別、作業場所別等の詳細な内訳・経年変化等について検証して頂きたいと考えます。</p> <p>また、接続会計報告書において、施設保全費の配賦比率となる「総芯線長」、「ケーブル長」、「故障修理稼働時間」の個別比率は開示されておらず、接続事業者にて検証することは困難なため、総務省殿におかれましては、個別比率についても適正性を検証して頂きたいと考えます。 (ワイモバイル)</p> | <p>は、当該原価の構成要素である施設保全費についても、審査に必要な範囲で総務省がNTT東西から情報提供を受けることで、<u>接続料の適正性を判断していると認識している。</u></p> |
| <p>意見5 光屋内配線工事費の算定に用いる作業時間等については、平成26年度の再計測の結果、屋内配線を収容する配管の有無が影響していることが判明した。NTT東西においては、引き</p> | <p>再意見5</p> | <p>考え方5</p> |

| 意見 | 再意見 | 当委員会の考え方(案) |
|---|---|--|
| <p>続き、配管の有無に係る実態を調査し接続料に反映させるとともに、定期的に再計測を実施すべき。</p> | | |
| <p>○ 光屋内配線加算額算定に用いる故障修理時間や光屋内配線工事費等の算定に用いる作業時間について</p> <p>平成 26 年 3 月 31 日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申を踏まえ、NTT 東・西において、光屋内配線加算額算定に用いる故障修理時間や光屋内配線に係る工事費の算定に用いる作業時間の再計測を実施したところ、主に工事を行う建造物に屋内配線を収容するための配管が設置されているかいないかという違いにより、大きく屋内配線工事の作業時間が異なることが判明しました。</p> <p>NTT 東・西は、「光屋内配線使用料の算定に使用している故障修理時間及び光屋内配線新設に係る工事費の算定に用いられている工事時間については、平成 21 年度に特別調査にて把握したのですが、その時点で光サービス開始後 8 年が経過しており、既に十分な技術習熟が進んでいることに加え、その後において新たな工法の開発などの環境の変化がないことから、適正である」と主張し続けておりましたが、今回、再計測を実施したからこそ、新たな工法の開発等がなくとも作業時間が大きく変動する要因が明らかになり、光屋内配線に係る工事費の大幅な低廉化、ひいては、接続料算定の適正化が図られたところです。</p> <p>今回、工事を行う建造物に屋内配線を収容するための配管が設置されているかいないかという違いにより、大きく屋内配線工事の作業時間が異なることが明らかになっており、この配管設置有無の比率によって、屋内配線工事の全体の作業時間が大きく変動することから、NTT 東・西においては、引き続き、配管設置有無の比率の実態を調査</p> | <p>○ 今般実施した光屋内配線加算額算定に用いる故障修理時間や光屋内配線に係る工事費の算定に用いる作業時間の再計測の結果、光屋内配線に係る工事費の算定に用いる作業時間が短縮しましたが、この要因は、主に配管収容の有無の構成比変動によって作業時間が変動したものであると想定されることから、配管収容の有無の構成比については、この比率に大幅な増減が見られなくなるまでの間、毎年度調査する考えです。その結果、今回の調査結果と比較して有意な差が生じた場合には、各年度の接続料に反映する考えです。</p> <p>また、作業時間そのものの調査については、システム改修や配管の有無といった環境変化が無い項目は作業時間に有意な差は生じていないこと、及び作業時間の再調査には膨大な稼働を要することを勘案し、新たな工法の開発等の環境の変化が生じた場合を除き、5 年に 1 度程度実施する考えです。</p> <p>(NTT 東西)</p> <p>○ KDDI 株式会社(以下「KDDI」といいます。)殿の意見に賛同します。今回、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下併せて「NTT 東西」といいます。)殿が把握している技術習熟度や作業工法等自体に変化がない場合であっても、年月の経過とともに事業環境が変化し想定外の作業時間の変動が起こりうるということが証明されたため、定例的に総作業時間を見直す仕組みを導入することが必要と考えます。</p> <p>実態を料金に正確に反映させる効果の点で</p> | <p>○ 光屋内配線に係る工事費の算定に用いる作業時間及び光屋内配線加算額算定に用いる故障修理時間については、実績原価方式に基づく平成 26 年度の接続料の改定等に伴う接続約款変更認可の際に、当審議会の考え方として、「平成 26 年度中に再計測を行い、その結果を用いて、平成 27 年度以降の光屋内配線加算料等が算定されることが適当」との考え方を示しており、平成 26 年 3 月 31 日に総務省から NTT 東西に対して再計測を実施すること等が要請された。</p> <p>これを踏まえ、<u>NTT 東西が作業時間等を再計測し、その結果を踏まえて光屋内配線工事費等の見直しを行ったことは、接続料をより実態に踏まえたものにする観点から適切な取組と考えられる。</u></p> <p>今回の再計測では、屋内配線を収容する配管の有無が作業時間等に影響を与えていることが判明したことから、NTT 東西においては、<u>引き続き、配管の有無を毎年度調査し、その結果に有意な差が認められる場合には接続料に反映することが適当である。</u></p> <p>また、実績原価方式に基づく平成 26 年度接続料の改定等に伴う接続約款の変更に関する再意見の中で、NTT 東西からは「既に十分な技術習熟が進んでいることに加え、その後において新たな工法の開発などの環境に変化がないことから適正」との考え方が示されていたが、実際に再計測を実施した結果、配管の有無が作業時間等に影響を与えていることが判明した経緯も踏まえ、<u>NTT 東西においては、今後、定期的に(例：5 年ごとに)作業時間等を再計測す</u></p> |

| 意見 | 再意見 | 当委員会の考え方(案) |
|--|---|---|
| <p>し、毎年度の接続料算定に反映させることが必要だと考えます。</p> <p>また、新たな工法の開発などの環境の変化がない場合においても、今回のように、NTT 東・西が認識していない作業時間の変動要因が判明する場合がありますため、例えば、3年～5年毎に再計測を実施する等、予め実施期間を定めて定期的に作業時間の再計測を実施する仕組み作りが必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p> | <p>は、毎年作業時間の計測を行うのが理想ですが、NTT 東西殿に大きな稼働がかかると想定しますので、3～5年毎に計測を実施することが適切と考えます。ただし、作業時間の計測を実施しない年でも、毎年代わりに配管設置比率の調査(稼働は小さいと想定)を行い、その結果から総作業時間を補正[※]すべきと考えます。</p> <p>※ 今回、配管設置比率と総作業時間との間に因果関係があることが判明したため、配管設置比率の変動から総作業時間の変動を推計できると想定します。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>ることが<u>適当</u>である。(要請)</p> <p>—情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成26年3月31日)別添2 考え方12 抜粋—</p> <p>○ 光屋内配線加算料や光屋内配線工事費の算定に用いる作業時間については、本件申請において、①平成21年度の特別調査の際には既に十分な技術習熟が進んでいたこと②特別調査以降新たな工法の開発など環境の変化がないことから、昨年度と同様、平成21年度の特別調査により把握された時間が用いられている。</p> <p>この作業時間については、引き通し形態の光屋内配線が普及してきたこと等に加え、平成21年度の特別調査から約5年が経過しており、技術習熟が一層進んでいる可能性があることから、平成26年度中に再計測を行い、その結果を用いて、平成27年度以降の光屋内配線加算料等が算定されることが適当である。</p> <p>○ また、定期的に作業時間の再計測を実施する仕組み作りが必要との意見については、NTT東西において、再計測の結果を踏まえ、要否を判断し、その結果を平成26年12月末までに総務省に報告することが適当である。</p> <p>なお、接続事業者の意見の本質は、技術の習熟等が進展しているにもかかわらず、実態が接続料の算定に反映されていないのではないかと問題提起するものであるところ、NTT東西において検討した結果、定期的な作業時間の再計測を実施しないと判断した場合には、各事業年度の光屋内配線加算料等について、どのタイミングで、どのような基準に基づき作業時間の再計測の要否を判断するのかを明らかにするとともに、適時の機会を捉えて接続事業者の説明</p> |

| 意見 | 再意見 | 当委員会の考え方(案) |
|---|---|--|
| <p>意見6 光屋内配線加算額の算定に用いる光屋内配線の平均的な使用年数について、平成26年3月31日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申に基づき、その調査結果を公表すべき。また、結果を踏まえて実態に即した値に見直すべき。</p> | <p>再意見6</p> | <p>することが適当である。(要請)</p> <p>考え方6</p> |
| <p>○ 光屋内配線加算額算定に用いる光屋内配線の平均的な使用年数の見直し</p> <p>光屋内配線の平均的な使用年数(10年)については、平成22年度に当該接続料が初めて設定されてから一度も見直しがなされておられません。平成26年3月31日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申において、「平成22年3月29日付け当審議会答申に示したとおり、基本的に、当該使用年数は常に実態に即した値を用いることが必要である。光屋内配線について光ファイバが壁内に收容されるケースが増加し、平均的な利用期間が伸びていることが想定されるとの接続事業者の指摘を踏まえ、NTT東西において、まずは平成26年度中に実態を把握し、平均的な利用期間の変化が認められる場合は、使用年数を実態に即した値に見直すことが適当である」との考え方が示されております。</p> <p>光屋内配線加算額は、10年(平均的な使用年数)に1度光屋内配線が故障する前提で、当該故障対応に係る費用(保守費相当)を10年で除して月々の接続料として負担しているものです。当然、光屋内配線の平均的な使用年数が長くなれば、それだけ故障対応に係る費用も減少しているはずであり、接続料算定の適正化等を図る観点から、実態に合わせて適宜見直されるべきです。</p> <p>まずは、NTT東・西において、平成26年度中に把握した実態を総務省や接続事業者の説明し、平</p> | <p>○ 光屋内配線の平均的な使用期間については、平成21年当時の直近データを用いて推計した耐用年数をもとに10年と設定したものであり、現時点、それを直ちに見直す理由となる技術・環境の変化等は無い上に、光屋内配線の使用年数の実態調査は膨大な稼動が発生することから、現行の平均的な使用期間の見直しを実施する考えはなく、平成27年度接続料においては従来の平均的な使用期間を採用しています。</p> <p>一方で、平成26年3月31日の情報通信行政・郵政行政審議会答申において「光屋内配線について光ファイバが壁内に收容されるケースが増加し、平均的な利用期間が伸びていることが想定されるとの接続事業者の指摘を踏まえ、NTT東西において、まずは平成26年度中に実態を把握し、平均的な利用期間の変化が認められる場合は、使用年数を実態に即した値に見直すことが適当である。」との考え方が示されているところ、今回、故障修理に係る作業時間調査を行った際に、同時に平均的な使用期間に大きな影響を与えると想定される光屋内配線の配管收容状況についても調査を実施し、その結果については総務省に報告を行っています。</p> <p>来年度以降も配管收容状況について調査を実施していく考えであり、その上で、光屋内配線の配管收容状況に看過できない変化が見られた場合は、平均的な使用期間の見直しの検討に着</p> | <p>○ 光屋内配線の使用年数については、実績原価方式に基づく平成26年度の接続料の改定等に伴う接続約款の変更認可の際に、当審議会として、「NTT東西において、まずは平成26年度中に実態を把握し、平均的な利用期間の変化が認められる場合は、使用年数を実態に即した値に見直すことが適当」との考え方を示している。</p> <p>光屋内配線の使用年数について、「実態に即した値に見直すことが適当」とする趣旨は、当該配線の原価を光屋内配線の使用年数で除することにより「光屋内配線加算額」が算定されているため、使用年数の増減が接続事業者の負担額に影響を与え得るからであり、実態に即した使用年数を用いることが「原価に照らし公正妥当」な「光屋内配線加算額」の算定に必要と考えられるためである。</p> <p>この点、平成26年度に、NTT東西が光屋内配線に係る工事費の算定に用いる作業時間を再計測した結果として、屋内配線を收容する配管の有無が作業時間に影響を与えていることが判明したことを踏まえれば、光屋内配線の使用年数についても配管の有無が影響を与えている可能性もあるため、NTT東西においては、こうした可能性も含め、<u>引き続き、実態を把握し、又は合理的な方法により推計した上で、現行「10年」とする平均的な使用期間に変化が認</u></p> |

| 意見 | 再意見 | 当委員会の考え方(案) |
|---|---|---|
| <p>均的な使用年数に変化があるのであれば、平成 27 年度接続料から実態に即した値に見直すことが必要です。 (KDDI)</p> <p>○ 光屋内配線の使用年数調査結果の公表 平成 26 年 3 月 31 日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申の考え方 6 において、光屋内配線の利用期間に関して「NTT 東西において、まずは平成 26 年度中に実態を把握し、平均的な利用期間の変化が認められる場合は、使用年数を実態に即した値に見直すことが適当である。」との見解が示されています。しかし、今回申請された平成 27 年度の光屋内配線加算額の算定では、見直しは行われておらず従来の年数(10 年)が使用されており NTT 東西殿の説明では、利用実態を継続調査中のことでした。調査の結果及び見直し有無についていつ公表されるのか、その見直しについて、ご教示頂きたいと考えます。 (ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | <p>手ずる考えです。 (NTT 東西)</p> <p>○ 左記意見のとおり、平成 26 年 3 月 31 日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申の考え方を踏まえ、まずは、NTT 東・西において、平成 26 年度中に把握した実態を総務省や接続事業者の説明し、平均的な使用年数に変化があるのであれば、平成 27 年度接続料から実態に即した値に見直すことが必要です。 (KDDI)</p> | <p><u>められる場合は、使用年数を実態に即した値に見直すことが適当である。</u></p> <p>—情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成 26 年 3 月 31 日)別添 2 考え方 6 抜粋— ○ 光屋内配線加算額の算定に用いる光屋内配線の使用年数については、平成 21 年度に当時の保守実績等を用いて算出されたものであり、平成 21 年度以降、使用年数に影響を及ぼす技術開発等の環境の変化等が無いとの理由で、見直しは行われていない。 平成 22 年 3 月 29 日付け当審議会答申に示したとおり、基本的に、当該使用年数は常に実態に即した値を用いることが必要である。光屋内配線について光ファイバが壁内に収容されるケースが増加し、平均的な利用期間が伸びていることが想定されるとの接続事業者の指摘を踏まえ、NTT 東西において、まずは平成 26 年度中に実態を把握し、平均的な利用期間の変化が認められる場合は、使用年数を実態に即した値に見直すことが適当である。</p> |
| <p>意見 7 接続に必要な装置等を接続事業者が設置・撤去する場合の結果の確認手続について、写真での実施が可能な工事の対象を広げる等、柔軟で効果的な手続の実現を検討すべき。また、予見性を確保する観点から、手続に係る費用を明確にするべき。</p> | <p>再意見 7</p> | <p>考え方 7</p> |
| <p>○ 写真による施工結果確認について 平成 26 年 6 月より、自前工事における施工結果確認の新たな手続きとして、「写真による施工結果確認」が追加され、接続事業者にて現地確認と写真確認を選択することが可能となりました。自前工事の日程調整、作業の効率化に大変有効な</p> | <p>○ 架内工事における「写真による施工結果確認」については、架内工事は確認範囲が限定的であり、写真による確認が可能であることから平成 26 年 6 月より新たな手続きとして開始いたしました。他方、架外工事については、複数の架の間の接続状況を確認する等、架内工事よ</p> | <p>○ 第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な手続について、例えば、御指摘のケースのように、NTT 東西がコロケーション設備の撤去に係る確認手続を支障のない範囲で簡素化し、立会いではなく写真による確認を可能とするなど、より円滑な接続を実現する観</p> |

| 意見 | 再意見 | 当委員会の考え方(案) |
|---|---|---|
| <p>手続きとなりますので、現行の対象範囲である架内工事だけでなく、架外工事も適用となるように対象範囲の拡大についても検討していただきたいと考えます。</p> <p>また、あわせて、選択肢の一つとして、NTT東西殿、接続事業者の稼働時間の効率化を図るために、例えばWEBカメラ等によるリアルタイムでの施工結果確認等、安心安全の観点も考慮しつつ、柔軟かつ効果的な新たな手続きの実現についても検討していただきたいと考えます。</p> <p>なお、現行の写真による施工結果確認費用は実費となりますが、予見性確保の観点から、事例の作業時間をもとにして単金を設定していただきたいと考えます。 (ワイモバイル)</p> | <p>りも確認範囲が広く、詳細な確認が必要となること等の課題があることから、WEBカメラ等を含め、確認の方法やそれにより得られる情報の精度が十分かを検討しているところです。</p> <p>また、単金化については、現時点では実績件数が少ないことから単金化することは難しいと考えますが、今後実績件数が増加し、作業時間のモデル化が可能と判断できる時点で単金化の検討に着手する考えです。 (NTT東日本)</p> <p>○ 架内工事における「写真による施工結果確認」については、架内工事は確認範囲が限定的であり、写真による確認が可能であることから平成26年8月より新たな手続きとして開始いたしました。他方、架外工事については、複数の架の間の接続状況を確認する等、架内工事よりも確認範囲が広く、詳細な確認が必要となること等の課題があることから、WEBカメラ等を含め、確認の方法やそれにより得られる情報の精度が十分かを検討しているところです。</p> <p>また、単金化については、現時点では実績件数が少ないことから単金化することは難しいと考えますが、今後実績件数が増加し、作業時間のモデル化が可能と判断できる時点で単金化の検討に着手する考えです。 (NTT西日本)</p> <p>○ ワイモバイル殿の意見に賛同します。写真による施工結果確認が選択可能になることにより、接続事業者の自前工事の際にNTT東西殿の立ち会いが不要となります。その結果、工事の日程調整が容易になり、また作業時間が短縮されるため、NTT東西殿・接続事業者双方にメリットがありま</p> | <p>点から見直すことは適切と考える。</p> <p>NTT東西においては、今後とも、特に<u>接続事業者からの要望や技術の進展等を踏まえ、より円滑な接続を実現するための手続きについて検討を加え、必要な手続を導入することが適切である。</u></p> |

| 意見 | 再意見 | 当委員会の考え方(案) |
|---|---|---|
| | <p>す。従って、NTT 東西殿に、架外工事への適用を検討頂きたいと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | |
| <p>意見8 コロケーションに係る設備保管料の水準が電気料の増減に大きく左右されるため、予見性確保の観点から、電気料の増減率が予測可能となるよう情報開示等を実施すべき。</p> | <p>再意見8</p> | <p>考え方8</p> |
| <p>○ コロケーション費用等 平成27年度適用の設備保管料におけるDC48V電気料の料金額は、NTT東殿：約5%（東京・神奈川エリアの平均料金額）、NTT西殿：約14%（大阪・愛知エリアの平均料金額）と共に上昇しております。平成26年8月、10月、12月には一部の電力会社が電気料金の値下げを実施しておりますが、今年になってからは一部の電力会社が再値上げを検討しているなど、予見することはかなり困難な状況です。 電気料はコロケーション費用総額の約5割を占めており、電気料の増減率は重要な指標となるため、予見性確保の観点からも、四半期毎もしくは半期毎に電気料の増減率が予測可能となるような情報（電力会社への支払額、調整額等）を開示すべきと考えます。 また、NTT東西殿の電気料金支払い額の増減率とコロケーション電気料単価の水準は異なる場合があります。電気料の水準が適正か検証する必要があると考えます。検証にあたっては、電気料金支払い額の詳細な内訳（オフィス、GC局等）を開示すべきと考えます。開示できない場合は、総務省殿への報告等で検証していただきたいと考えます。 (ワイモバイル)</p> | <p>○ 当社としては、コロケーション電気料単価の予見性を可能な限り確保する観点から、翌年度適用単価について、ビル毎に電力会社の直近の電気料金をもとに算定し、事前開示を実施しているところであり、一定の予見性は確保できていると考えていますが、さらに予見性を高めることは、昨今の電力事業を取り巻く環境下では、当社においても困難と考えます。 なお、電力会社への支払額を提示すべきのご指摘については、当該支払額は、電気料金の変動の他、使用量の増減等による影響を受けることから、コロケーション電気料単価の増減率を予測する材料にはならないと考えます。 また、コロケーション電気料単価の適正性の検証については、当該単価は当社と電力会社との契約に基づき設定していることから、接続事業者にて各電力会社が公表している電気料単価を確認いただくことで概ね検証可能であり、現に、本年1月に開示したコロケーション電気料単価の前年度増減率は、例えば、東京電力管内について東京電力の公表料金の増減率と概ね一致（下表参照）しています。 <参考> コロケーション電気料単価と東京電力の電気料単価の増減率</p> | <p>○ コロケーション費用の予見性向上の観点から、<u>NTT東西においては、引き続き、ビルごとの電気料単価について可能な限り早期に開示することが適当である。</u> —情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成26年3月31日）別添2 考え方16 抜粋— ○ コロケーション費用の予見性向上の観点から、NTT東西においては、引き続き、ビルごとの電気料単価について可能な限り早期に開示することが適当である。 なお、電気料水準の見通しの開示については、「現在、政府において「エネルギー基本計画」の検討がなされ、再生可能エネルギーの導入拡大や原子力発電所の再稼動に向けた議論がなされている現状において、当社が使用する電気料の3～5年後の電気料水準を見通すことは困難な状況であり、同様に接続事業者へ見通しを開示することが困難である」とのNTT東西の考え方は一定の合理性が認められる。</p> |

| 意見 | 再意見 | | | 当委員会の考え方（案） |
|---|-----------------------------------|------------------|-----|-------------|
| | コロケーション 電気料単価※1 (東京・神奈川平均値) | 東京電力の 電気料単価※2 | | |
| | | 低圧 | 高圧 | |
| 増減率※3 | +8% | +8% | +8% | |
| ※1：調整額加算前(DC-48V) | | | | |
| ※2：東京電力 HP 記載の単価を基に当社にて作成 | | | | |
| ※3：コロケーション電気料単価は H27 年度適用予定料金（H26 年度実績）の対前年度増減率、東京電力の電気料単価は H26 年度実績料金の対前年度増減率（NTT東日本） | | | | |
| <p>○ 当社としては、コロケーション電気料単価の予見性を可能な限り確保する観点から、翌年度適用単価について、ビル毎に電力会社の直近の電気料金をもとに算定し、事前開示を実施しているところであり、一定の予見性は確保できていると考えていますが、さらに予見性を高めることは、昨今の電力事業を取り巻く環境下では、当社においても困難と考えます。</p> <p>なお、電力会社への支払額を提示すべきのご指摘については、当該支払額は、電気料金の変動の他、使用量の増減等による影響を受けることから、コロケーション電気料単価の増減率を予測する材料にはならないと考えます。</p> <p>また、コロケーション電気料単価の適正性の検証については、当該単価は当社と電力会社との契約に基づき設定していることから、接続事業者にて各電力会社が公表している電気料単価を確認いただくことで概ね検証可能であり、現に、本年1月に開示したコロケーション電気料単価の前年度増減率は、例えば、関西電力・中部電力管内についての各電力会社の公表料金の増減率と概ね一致（下表参照）しています。</p> | | | | |

| 意見 | 再意見 | 当委員会の考え方（案） | | | | | | | | | | |
|--|---|---|----------------------------------|---------------------------|--|----|----|-------|------|------|------|--|
| | <p>＜参考＞ コロケーション電気料単価と関西電力・中部電力の電気料単価の増減率</p> <table border="1" data-bbox="837 261 1413 400"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">コロケーション 電気料単価※1 (大阪・愛知平均値)</th> <th colspan="2">関西電力・中部電力の 電気料単価(平均)※2</th> </tr> <tr> <th>低圧</th> <th>高圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増減率※3</td> <td>+10%</td> <td>+12%</td> <td>+12%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：調整額加算前(DC-48V) ※2：各電力会社 HP 記載の単価を基に当社にて作成 ※3：コロケーション電気料単価は H27 年度適用予定料金（H26 年度実績）の対前年度増減率、各電力会社の電気料単価は H26 年度実績料金の対前年度増減率（NTT西日本）</p> <p>○ ワイモバイル株式会社（以下「ワイモバイル」といいます。）殿の意見に賛同します。ワイモバイル殿のご指摘のように、電気料はコロケーション費用総額の約 5 割を占めていることから、予見性向上及び適正性検証に資する情報の開示を NTT 東西殿に検討頂きたいと考えます。（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p> | | コロケーション 電気料単価※1 (大阪・愛知平均値) | 関西電力・中部電力の 電気料単価(平均)※2 | | 低圧 | 高圧 | 増減率※3 | +10% | +12% | +12% | |
| | コロケーション 電気料単価※1 (大阪・愛知平均値) | | | 関西電力・中部電力の 電気料単価(平均)※2 | | | | | | | | |
| | | 低圧 | 高圧 | | | | | | | | | |
| 増減率※3 | +10% | +12% | +12% | | | | | | | | | |
| <p>意見 9 光ファイバケーブルの耐用年数については、長期増分費用モデル研究会における再推計の結果を踏まえ、平成 27 年度から実態に合わせて見直すべき。</p> | <p>再意見 9</p> | <p>考え方 9</p> | | | | | | | | | | |
| <p>○ 中継光ファイバ、局内光ファイバの耐用年数について 平成 27 年 1 月の「長期増分費用モデル研究会」報告書において、光ケーブルの経済的耐用年数については、最新の撤去実績に基づき推計を行った架空 17.6 年、地下 23.7 年とすることが適当であると示されました。 平成 26 年 3 月 31 日付けの「実績原価方式に基づく平成 26 年度の接続料の改定等」答申の考</p> | <p>○ 光ファイバケーブルの耐用年数については、平成 20 年度に見直しを行っており、その後、耐用年数に影響を及ぼす技術革新等が無いことから、適正な耐用年数を適用しているものと考えています。 なお、「長期増分費用モデル研究会」報告書において示された経済的耐用年数は、長期増分費用モデルに用いることを前提としたものですが、当該値はあくまでも推計値であり、また、</p> | <p>○ 電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会報告書（平成 19 年 10 月）に示されているとおり、<u>NTT 東西の電気通信事業会計の減価償却費は、接続会計の減価償却費となり、ひいては接続料原価の一部を構成することになるから、「適正な原価」（法第 33 条第 4 項第 2 号）を捉えることができるものであることが必要と考える。</u> この点、<u>現行の「経済的耐用年数」（長期増</u></p> | | | | | | | | | | |

| 意見 | 再意見 | 当委員会の考え方(案) |
|---|---|--|
| <p>え方5において、「光ファイバに係る減価償却の算定に用いている耐用年数は、LRICモデルにおける経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえて算定することが適切」と示されていることから、中継光ファイバ、局内光ファイバ等の光ファイバ設備に係る耐用年数（現行：架空15年、地下21年）について、平成27年度から見直すべきと考えます。（ワイモバイル）</p> <p>○ 中継光ファイバ等における光ファイバケーブルの耐用年数の見直し 光ファイバケーブルの耐用年数については、平成20年度に10年から架空15年、地下21年、海底13年に見直された以降、見直しが行われておりません。 耐用年数については、「メタル回線のコストの在り方について報告書」（平成25年5月）でも考え方が示されているとおり、接続料算定の適正化を図る等の観点から、「NTT東西の電気通信事業会計及び接続会計における減価償却費については、経済的耐用年数により算定することを基本とすることが適当である」とされています。 今般、「長期増分費用モデル研究会」報告書（平成27年1月）において、光ファイバケーブルの耐用年数が、最新の撤去実績等に基づき、再推計を行なった結果、架空17.6年、地下23.7年に伸びており、光ファイバの耐用年数として当該実績を用いることが適当との考え方が示されたことから、接続料算定の適正化等を図る観点を踏まえ、光ファイバケーブルの耐用年数について実態に合わせて見直すべきです。 これは、平成26年3月31日付け情報通信行政・郵政行政審議会の答申において、「光ファイバに</p> | <p>選択する関数など、前提の置き方によって結果に幅が生じるものである一方、財務会計ベースの耐用年数の見直しは、企業会計の考え方に従い、使用実態等を踏まえて慎重に実施するものであることから、長期増分費用モデルにおける経済的耐用年数の見直しがあったからといって、当社としては現時点、光ファイバケーブルの耐用年数を見直す考えはありません。（NTT東西）</p> <p>○ 左記意見のとおり、長期増分費用モデル研究会での議論結果等を踏まえ、接続料算定の適正化等を図る観点から、光ファイバケーブルの耐用年数について実態に合わせて見直すべきです。（KDDI）</p> <p>○ KDDI株式会社、ワイモバイル株式会社、ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社のご意見に賛同いたします。実績原価方式の中継光ファイバ等に係る減価償却の算定に用いる耐用年数は、LRICモデルにおける経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえて算定されているものです。長期増分費用モデル研究会において現行の光ファイバの耐用年数を最新の撤去実績等に基づき推計し、架空17.6年、地下23.7年となった結果を受けて、実績原価方式の中継光ファイバ等においても同様に減価償却の算定に用いる耐用年数を最新の撤去実績等を踏まえて見直すべきと考えます。（TOKAIコミュニケーションズ）</p> | <p>分費用方式の接続料算定に用いる耐用年数をいう。以下同じ。）は実績データ等を用いて、一定の合理性を有する方法により推計したものであるため、それを用いない合理的な理由がない限りは、「経済的耐用年数」を利用することが適当と考える。 光ファイバに係る「経済的耐用年数」については、長期増分費用モデル研究会において、平成28年度以降の接続料算定に適用するモデルの検討の一環として再推計が行われた結果、その報告書（平成27年1月）において「最新の撤去実績等に基づき推計を行った架空17.6年、地下23.7年とすることが適当である。」とされており、また、この再推計は、現行の「経済的耐用年数」を推計した関数と同様の関数を用いて行われたものである旨が示されている。 長期増分費用モデル研究会において再推計した「経済的耐用年数」は、平成28年度以降の接続料算定に適用するモデルの検討の一環として再推計されたものであるから、これを平成27年度から直ちにNTT東西の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に用いることが適当とはいえない。</p> |

| 意見 | 再意見 | 当委員会の考え方(案) |
|---|--|---|
| <p>係る減価償却の算定に用いている耐用年数は、LRIC モデルにおける経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえて算定しており、適切なものと認められる」との考え方にも合致するものと考えます。 (KDDI)</p> <p>○ 中継ダークファイバの経済的耐用年数見直し 現在の中継ダークファイバの経済的耐用年数は、LRIC モデルにおける経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえて算定されていますが、長期増分費用モデル研究会において光ケーブルの経済的耐用年数が見直された[*]ため、早期に中継ダークファイバ接続料算定に用いる経済的耐用年数も見直すべきと考えます。 [*]平成 27 年 1 月「長期増分費用モデル研究会」報告書 P.42 で、「最新の撤去実績に基づき推計を行った架空 17.6 年、地下 23.7 年とすることが適当である。」と記載されています。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> | | |
| <p>意見 10 加入光ファイバに係る接続料については、主端末回線部分だけでなく分岐端末回線部分の接続料等も含む接続料全体について、更なる低廉化を図ることが重要。</p> | 再意見 10 | 考え方 10 |
| <p>○ 光ファイバに係る加算額・各種工事費について 接続事業者による光ファイバサービスは、主端末回線の接続料だけでなく分岐端末回線や屋内配線加算額等のランニングコストや分岐端末回線・屋内配線工事費等、様々な機能の利用にかかるコストを負担することにより提供されています。 今回、屋内配線工事に係る作業時間の再計測・見直しにより屋内配線工事費の低減化が図られて</p> | <p>○ 分岐端末回線及び光屋内配線接続料については、乖離額調整の影響により、一時的な増が発生しているものの、乖離額調整前では、毎年のコスト削減努力により、一貫して減少傾向にあります。 当社としては、引き続きコスト削減に取り組んでいく考えです。 (NTT東西)</p> | <p>○ 光信号分岐端末回線及び光屋内配線の加算額や工事費については、<u>NTT東西において、引き続きコスト削減に努めることが適当である。</u></p> <p>—情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成 25 年 3 月 29 日)別添 2 考え方 15 抜粋—</p> <p>○ 光信号分岐端末回線及び光屋内配線の加算額や工事費については、NTT東西において、引</p> |

| 意見 | 再意見 | 当委員会の考え方(案) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|---------|------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|--|-------------------------------|
| <p>おりますが、分岐端末回線加算額及び屋内配線加算額については、乖離額調整の影響とはいえ、接続料が上昇していることから、主端末回線部分のみならず、シェアアクセス方式で負担する接続料トータルで更なる低廉化を図っていくことが重要です。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 現在の電気通信市場は、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展しており、以下のとおり、メタル回線を用いている固定電話（NTT 東・西加入電話・ISDN、直収電話の合計）は減少を続ける一方、FTTH 契約数は依然として増加傾向が続いております。</p> <table border="1" data-bbox="183 738 797 831"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22年3月末</th> <th>H23年3月末</th> <th>H24年3月末</th> <th>H25年3月末</th> <th>H26年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定電話</td> <td>4,241 (▲8%)</td> <td>3,870 (▲9%)</td> <td>3,521 (▲9%)</td> <td>3,204 (▲9%)</td> <td>2,941 (▲8%)</td> </tr> <tr> <td>FTTH</td> <td>1,780 (+19%)</td> <td>2,022 (+14%)</td> <td>2,230 (+10%)</td> <td>2,385 (+7%)</td> <td>2,532 (+6%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成26年度第2四半期（9月末））より</p> <p>※ （ ）内の数字は、前年同月比</p> <p>このようにメタルから光ファイバへのマイグレーションが進展している中においては、接続専用線をはじめとするレガシー系サービスに係る接続料の急激な上昇には一定の配慮が必要なものの、競争を維持しつつ利用者利便を確保しながら、利用者が光ファイバのような新しいサービスに円滑に移行できるような対応を行うことが重要です。</p> <p>また、マイグレーションの促進や競争促進のためには、光ファイバに係る各種接続料・工事費について更なる低廉化を図ることが必要であり、低廉化を図ることによって、新規参入による競争の維持や一層の促進、ひいては、利用者利便の向上</p> | | H22年3月末 | H23年3月末 | H24年3月末 | H25年3月末 | H26年3月末 | 固定電話 | 4,241 (▲8%) | 3,870 (▲9%) | 3,521 (▲9%) | 3,204 (▲9%) | 2,941 (▲8%) | FTTH | 1,780 (+19%) | 2,022 (+14%) | 2,230 (+10%) | 2,385 (+7%) | 2,532 (+6%) | | <p>引き続きコスト削減に努めることが適当である。</p> |
| | H22年3月末 | H23年3月末 | H24年3月末 | H25年3月末 | H26年3月末 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定電話 | 4,241 (▲8%) | 3,870 (▲9%) | 3,521 (▲9%) | 3,204 (▲9%) | 2,941 (▲8%) | | | | | | | | | | | | | | | |
| FTTH | 1,780 (+19%) | 2,022 (+14%) | 2,230 (+10%) | 2,385 (+7%) | 2,532 (+6%) | | | | | | | | | | | | | | | |

| 意見 | 再意見 | 当委員会の考え方(案) |
|---|---|--|
| <p>につながると考えます。 (KDDI)</p> | | |
| <p>意見 11 加入光ファイバに係る接続料の低廉化傾向を維持するため、光ファイバとメタル回線との費用配賦方法の見直しに関する激変緩和措置を追加的に講ずるべき。</p> | <p>再意見 11</p> | <p>考え方 11</p> |
| <p>○ ドライカップ接続料について 今回申請された平成 27 年度接続料は、メタル回線利用者が減少し続けている中、「メタル回線のコストの在り方について報告書」(平成 25 年 5 月)を踏まえた施設保全費等の配賦方法の見直しやメタルケーブルの耐用年数の見直しが行われたことにより、NTT 東・西ともに前年度に比べ低減しています。 一方で、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展しており、我が国の経済活性化と国民生活の向上を図るため、「日本再興戦略」において、「世界最高水準の IT 社会の実現」が掲げられている中、今後のアクセス回線として中核を担う光ファイバについては、今回申請された平成 27 年度接続料が、NTT 東・西ともに前年度に比べ上昇するといった「逆転現象」が生じています ドライカップ接続料の急激な上昇は、接続事業者の事業運営に大きな影響を与えることになるため、一定の抑制措置を講ずることにより接続料の上昇を緩和することについては必要と考えますが、ドライカップ接続料が低減化しているにも関わらず、本来低廉化すべき光ファイバ接続料が上昇に転じるのであれば、「メタル回線のコストの在り方について報告書」(平成 25 年 5 月)において、光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合に措置の実施が適当とされた激変緩和措置が、現実には照らして不十分な措置状況になっていると考えられるため、追加の激変緩和措置を行い、更</p> | <p>○ 昨年申請した平成 26 年度以降の加入光ファイバ接続料において影響緩和措置を実施し、影響緩和額は確定しています。接続料は適切に把握した原価に基づいて算定すべきであるという原則からすれば、このような機能を跨って原価を付替えるような例外的な措置は最小限にとどめる必要があります。今回申請した平成 27 年度の加入光ファイバ接続料は、適正な原価に基づいて算定されたものであり、これ以上の追加の影響緩和措置を実施すべきではないと考えます。 平成 26 年 3 月 31 日の情報通信行政・郵政行政審議会答申においても、「平成 27 年度の加入光ファイバ接続料に影響を与える平成 25 年度の乖離額は、配賦方法の見直し後の見込と実績の差であり、配賦方法の見直しとは無関係であることから、加入光ファイバ接続料とメタル回線に係る接続料との間で追加的な激変緩和措置を行うことは適当ではない。」との考えが示されています。 (NTT 東西)</p> | <p>○ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(平成 27 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定)における考え方 3 のとおり。</p> |

| 意見 | 再意見 | 当委員会の考え方(案) |
|--|-----|-------------|
| <p>なるマイグレーションの促進や競争促進のために、光ファイバ接続料の継続的な低廉化を維持すべきと考えます。</p> <p>具体的には、昨年度、メタル回線と光ファイバのコスト配賦の見直しによる費用影響及び平成 25 年度の乖離額の見込額を踏まえた上で激変緩和措置を講じて、前年度よりも低減するように平成 27 年度接続料が算定・認可されておりますが、今回の光ファイバ接続料の上昇の主要因が、費用に含まれる報酬が大きく増加したことにより生じた乖離額の見込額と実績値との大幅な差分であり、本事象については、当時見込まれていなかったものであることから、追加の激変緩和措置を講じることによって、光ファイバ接続料の低廉化を維持すべきだと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> | | |

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）

代表取締役社長 村尾 和俊

（以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。）

2. 申請年月日

平成27年1月19日（月）

3. 実施予定期日

認可後、速やかに実施。

4. 概要

実績原価方式を適用する平成27年度の接続料及び手数料等の改定等を行うもの。

II 主な変更内容

接続料

1. 概要

(1) 全体の傾向

実績原価方式を適用する平成27年度の接続料について、多くのレガシー系設備に係る接続料は需要の減により値上がり傾向が継続している。一方、ドライカップ等のメタル回線に係る接続料については、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」(以下「メタル検討会」という。)の提言を踏まえてメタル回線と光ファイバ回線における施設保全費の配賦方法の見直し等が行われた影響で、後述する加入光ファイバの接続料の上昇を抑制するための激変緩和措置を考慮しても、前年度に比べ低減している。

(2) PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱い

本件申請においては、第一種指定電気通信設備に係る費用の総額を適正に反映する観点から、平成25年度の特別損失(※1、2)に計上した環境対策引当金繰入額のうち第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るもの(※3)が、接続料原価に算入されている。本件申請に当たっては、当該特別損失を接続料原価に算入することについて、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われている。

※1 接続料規則(平成12年郵政省令第64号)においては、接続料原価は、接続会計の設備区分別費用明細表に記載された費用とされている。一方、特別損失は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)上、電気通信事業損益に含まれておらず、接続会計にも計上されないため、特別損失を接続料原価に算入するためには、同規則第3条ただし書の許可を受ける必要がある。

※2 平成25年度に計上したPCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失 NTT東日本:34億円、NTT西日本:61億円

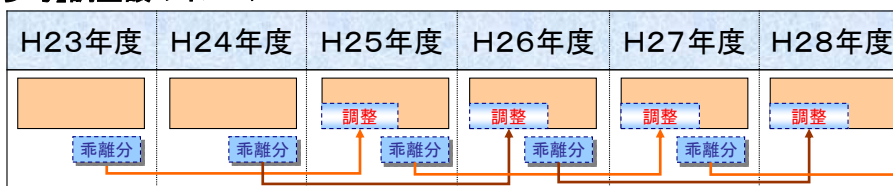
※3 第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るもの NTT東日本:24億円、NTT西日本:40億円

2. 一般帯域透過端末回線機能(ドライカップ)及び帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング)の接続料

ドライカップの接続料(※)について、平成27年度の接続料改定に際して、次の(1)～(2)の措置が行われている。

※ 平成27年度の接続料の算定に当たっては、平成25年度の実績費用と接続料収入との乖離分を「調整額」として平成27年度の接続料の原価に算入している。本申請概要においては、特に注記のない場合は、調整額加算後の数値を記載している。

【参考】調整額のイメージ



(1)メタル検討会の提言を踏まえた施設保全費等の配賦方法の見直し及びメタル回線接続料に係る設備の耐用年数の見直し

加入電話やDSLの契約者数の減少によりメタル回線の需要が減少し、レガシー系サービスの接続料が上昇する懸念がある一方、DSLサービスについては、FTTHサービスの未提供地域では固定ブロードバンドサービスとして唯一の選択肢となっている場合もあることを背景として、情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成23年12月20日)では、「メタル回線の接続料算定の在り方について、(中略)更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当」とされた。

総務省では、この答申を踏まえ、平成24年11月から平成25年5月にメタル検討会を開催し、メタル回線の接続料算定の在り方について、更なる適正化及び予見可能性の向上に向け、コストの検証等を実施した。

その結果、メタル検討会の報告書では、ケーブル保守に係る施設保全費等を、メタル回線に係る接続料原価と光ファイバ回線に係る接続料原価に配賦する方法について、平成25年度接続会計において、

- ・ 故障修理に係るものについては、基準を故障修理件数比から故障修理稼働時間比に見直すことが、
- ・ 工事の設計・施工に係るもののうち設計業務については、総芯線長比からケーブル長比に見直すことが、

それぞれ適当と提言された(※1)。

また、メタル検討会の報告書では、メタルケーブルの耐用年数について、従来の法定耐用年数(13年)を超えて利用しているメタルケーブルが多数存在することが明らかになったため、より使用実態を踏まえた経済的耐用年数を適用することが適当と提言された。

この点、NTT東西において検討を行った結果、平成25年度より財務会計上のメタルケーブルの耐用年数(※2)を28年(架空部分)及び36年(地下部分)に見直すとの報告がなされた。

これらの見直しが反映された結果、平成27年度のドライカップの接続料は前年度に比べ、低減することが見込まれている(NTT東日本:1,283円⇒1,241円(▲42円)、NTT西日本:1,369円⇒1,338円(▲31円))。

※1 平成24年度接続会計においては、電柱・土木設備に係る施設保全費等の配賦方法について、契約者数を基準とする方法に見直すことが適当と提言された。

※2 残存価額5%までの到達年数。

(2)施設保全費等の配賦方法見直しの影響の緩和

一方、メタル検討会の報告書では、施設保全費等の配賦方法見直しの実施は、メタル回線に係る接続料を低減させる効果がある反面、加入光ファイバの接続料を大幅に上昇させる効果をもたらすことが想定されることから、配賦方法見直しの影響を受ける平成26年度及び平成27年度の接続料については、加入光ファイバ接続料が上昇する場合、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映するなど影響緩和措置を講ずることも併せて提言された。

加入光ファイバに係る接続料については、メタル検討会の報告書を踏まえた配賦方法の見直しを実施した結果、前年度より上昇することが見込まれたため、平成26年度及び平成27年度について、①加入光ファイバに係る接続料原価から一部費用を控除し、②控除された額と同額をドライカップ等の接続料原価に加算する激変緩和措置を講ずることとしている。

なお、激変緩和措置を行うことについて、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

以上を踏まえ、ドライカップ及びラインシェアリングの接続料は、次のとおり設定されている。

■ 申請料金：一般帯域透過端末回線伝送機能(ドライカツパ)の接続料

| | 平成 27 年度 | | 平成 26 年度 | |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | NTT東日本 | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| 接続料算定単価※1、2 | 1,276 円 | 1,314 円 | 1,269 円 | 1,345 円 |
| 特別損失 | +2 円 | +2 円 | +14 円 | - |
| 調整額 | ▲37 円 | ▲41 円 | ▲16 円 | ▲15 円 |
| 災害特別損失繰延 | - | - | +16 円 | - |
| 激変緩和措置を講じない場合の接続料 | 1,241 円 | 1,275 円 | 1,283 円 | 1,330 円 |
| 括弧内は前年度からの増減額 | (▲42 円) | (▲55 円) | (▲74 円) | (▲61 円) |
| 激変緩和の影響 | +45 円 | +63 円 | +45 円 | +39 円 |
| 申請接続料※3、4 | 1,286 円 | 1,338 円 | 1,328 円 | 1,369 円 |
| 括弧内は前年度からの増減率 | (▲3.2%) | (▲2.3%) | (▲2.1%) | (▲1.6%) |
| 前年度からの増減額 | ▲42 円 | ▲31 円 | ▲29 円 | ▲22 円 |

※1 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない ※2 回線管理機能に係る接続料を含む ※3 タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理
 ※4 平成26年度の数値は適用接続料

■ 申請料金：帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング)

| | 平成 27 年度 | | 平成 26 年度 | |
|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | NTT東日本 | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| 接続料算定単価※1、2 | 88 円 | 90 円 | 87 円 | 88 円 |
| 特別損失 | +1 円 | +1 円 | 0 円 | - |
| 調整額 | +6 円 | +3 円 | +7 円 | 0 円 |
| 申請接続料※3、4 | 95 円 | 94 円 | 94 円 | 88 円 |
| 括弧内は前年度からの増減率 | (+1.1%) | (+6.8%) | (▲3.1%) | (▲8.3%) |
| 前年度からの増減額 | +1 円 | +6 円 | ▲3 円 | ▲8 円 |

※1 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない ※2 回線管理機能に係る接続料を含む ※3 タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理
 ※4 平成26年度の数値は適用接続料

3. 公衆電話機能の接続料

公衆電話機能の接続料については、平成27年度の接続料改定に際して、次の(1)、(2)の措置が行われている。

(1)特設公衆電話に係る費用の扱い

特設公衆電話(※1)については、平成24年度以前においては、災害時等に原則としてNTT東西が設置工事費用、電話機費用及び端末回線コストを負担して設置していたが、東日本大震災を受け、原則としてNTT東西が設置工事費用及び端末回線コストを負担する特設公衆電話の事前設置が進められている。

本件申請では、平成25年度、平成26年度と同様、特設公衆電話に係る費用を公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の接続料原価に算入した上で接続料が算定され、次のと

おり設定されている(※2)。

- ※1 避難所等に設置され、災害時等に無償で利用可能となる電話。あらかじめ避難所等に加入者回線を設置しておき、災害時等に避難所等の管理者等がその加入者回線に電話機を接続することで利用可能とする事前設置型と、災害時等に必要に応じ避難所等に設置する事後設置型とがある。NTT東西は、東日本大震災を踏まえ、災害時等に直ちに利用出来るよう特設公衆電話の事前設置を進めており、平成25年度末時点で自治体管理の避難所(小中学校等)などに、31,570(NTT東:18,739 NTT西:12,831)台が設置されている。
- ※2 本件申請に当たっては、昨年度と同様、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能に係る接続料原価に算入することについて、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われている。ただし、これまでは、アナログ特設公衆電話に係る費用は公衆電話発信機能の接続料原価に、デジタル特設公衆電話に係る費用はデジタル公衆電話発信機能の接続料原価に含めて算定していたが、今般の申請においては、特設公衆電話に係る端末回線費用等を、公衆電話発信機能とデジタル公衆電話発信機能のトラフィック構成比で分計し、それぞれの機能の接続料原価に含めて算定している。

■申請料金：公衆電話発信機能の接続料(3分当たり単価)

| | 平成 27 年度 | | 平成 26 年度 | |
|-------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | NTT 東日本 | NTT 西日本 | NTT 東日本 | NTT 西日本 |
| 接続料算定単価※1 | 214.25 円 | 180.92 円 | 195.32 円 | 171.02 円 |
| 特別損失 | +0.06 円 | +0.32 円 | +0.47 円 | — |
| 調整額 | +81.83 円 | +55.60 円 | +74.91 円 | +56.03 円 |
| 激変緩和措置を講じない場合の接続料 | 296.14 円 | 236.84 円 | 270.70 円 | 227.05 円 |
| 激変緩和の影響 | +1.46 円 | +1.91 円 | +1.30 円 | +1.10 円 |
| 特設公衆電話に係る費用を算入しない場合の接続料 | 297.60 円 | 238.75 円 | 272.00 円 | 228.15 円 |
| 特設公衆電話費用 | +6.01 円 | +4.27 円 | +7.56 円 | +3.24 円 |
| 申請接続料※2 | 303.61 円 | 243.02 円 | 279.56 円 | 231.39 円 |
| 括弧内は前年度比 | (+8.6%) | (+5.0%) | (+23.2%) | (+17.0%) |
| 前年度からの増減額 | +24.05 円 | +11.63 円 | +52.67 円 | +33.70 円 |

※1 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない

※2 平成26年度の数値は適用接続料

■申請料金: デジタル公衆電話発信機能(3分当たり単価)

| | 平成 27 年度 | | 平成 26 年度 | |
|-----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | NTT東日本 | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| 接続料算定単価※1 | 137.81 円 | 185.71 円 | 123.68 円 | 166.57 円 |
| 特別損失 | +0.07 円 | +0.19 円 | +0.21 円 | — |
| 調整額 | +35.86 円 | +58.00 円 | +40.22 円 | +56.83 円 |
| 激変緩和措置を講じない場合の 接続料 | 173.74 円 | 243.90 円 | 164.11 円 | 223.40 円 |
| 激変緩和の影響 | +0.70 円 | +1.29 円 | +0.61 円 | +0.70 円 |
| 特設公衆電話に係る費用を算入しない場合の 接続料 | 174.44 円 | 245.20 円 | 164.72 円 | 224.10 円 |
| 特設公衆電話費用 | +5.99 円 | +4.25 円 | +0.18 円 | — |
| 申請接続料※2 | 180.43 円 | 249.44 円 | 164.90 円 | 224.10 円 |
| 括弧内は前年度比 | (+9.4%) | (+11.3%) | (+18.2%) | (+19.8%) |
| 前年度からの増減額 | +15.53 円 | +25.34 円 | +25.44 円 | +37.01 円 |

※1 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない

※2 平成26年度の数值は適用接続料

(2)大規模災害時の特設公衆電話通話料の無料化

大規模災害時の特設公衆電話の通話料については、情報通信審議会答申「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」(平成24年3月1日)を踏まえ、関係事業者間で無料化に関する協議が進められてきた。平成27年1月、①大規模災害時の特設公衆電話の通話料を無料とすることを決定する主体を料金設定事業者とすること、②無料化した通話に係る接続料について事業者間で相互に精算対象外とすることについて合意が行われたことから、本件申請では、必要な規定が接続約款に整備されている。

4. 回線管理機能に係る接続料の平準化

本件申請では、ドライカップ、ラインシェアリング、加入光ファイバ、PHS基地局回線等の回線管理機能について、それぞれ接続料を設定するのではなく、「ラインシェアリング」と「それ以外の回線全体」でそれぞれ接続料が設定されている。

具体的には、ラインシェアリングとそれ以外の機能について管理事務の内容が異なることを踏まえ、①全ての機能について発生する費用、②ラインシェアリングのみで発生する費用、③ラインシェアリング以外の機能について発生する費用ごとにそれぞれ単金を算出し、それに基づいて接続料が設定されている。

こうした措置は、平成16年度以降、各年度の接続料の設定に際して、機能ごとに接続料を設定するとそれぞれの料金水準に大きな差が生じる状況にあったために実施されてきたものであり、平成27年度接続料においてもこれが当てはまることから、上記措置が行われている。

なお、回線管理機能に係る接続料の平準化を実施するため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている(※)。

※ 昨年同様、ファイル連携システム開発費を回線管理機能に係る接続料の原価から控除するため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

■ 申請料金: 回線管理機能に係る接続料(平準化後)

| | ラインシェアリング | | ドライカップ・加入光ファイバ・PHS基地局回線 | |
|-----------------------------|--------------|--------------|-------------------------|--------------|
| | NTT東日本 | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| 申請接続料 (カッコ内は平成26年度適用接続料) | 50円 (54円) | 55円 (54円) | 61円 (61円) | 69円 (65円) |
| 調整額 | +1円 | 0円 | +4円 | +3円 |
| ファイル連携システム開発費の控除による影響額 | ▲2円 | ▲2円 | ▲2円 | ▲2円 |

【参考】平準化を行わない場合の機能ごとの単金(月額)

| | ラインシェアリング | | ドライカップ | | 加入光ファイバ | | PHS基地局回線 | |
|---------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------|----------------|--------------|--------------|
| | NTT東日本 | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| 参考単金 (カッコ内は平成26年度参考単金) | 49円 (51円) | 53円 (51円) | 39円 (41円) | 42円 (40円) | 103円 (125円) | 146円 (179円) | 61円 (63円) | 38円 (43円) |
| 調整額 | +1円 | ▲1円 | +3円 | +2円 | +3円 | +2円 | +5円 | 0円 |
| ファイル連携システム開発費の控除による影響額 | ▲3円 | ▲3円 | ▲2円 | ▲3円 | ▲1円 | ▲1円 | 0円 | ▲4円 |

【参考】各機能の主な接続料

(1) 端末回線伝送機能

| 区分 | | 単位 (月額) | 平成27年度接続料(カッコ内は調整前)※4 | | 平成26年度接続料 | |
|----------------------------------|-----------------------|------------|-----------------------|--------------------|-----------|--------|
| | | | NTT東日本 | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| 一般帯域透過端末 伝送機能 〔ドライカップ〕※1,2 | 回線管理機能 | 1回線 ごと | 61円 (57円) | 69円 (66円) | 61円 | 65円 |
| | 回線部分 | 1回線 ごと | 1,225円 (1,221円) | 1,269円 (1,250円) | 1,267円 | 1,304円 |
| 特別帯域透過端末伝送機能 〔FTTR〕※1,2 | | 1回線 ごと | 702円 (749円) | 844円 (858円) | 708円 | 817円 |
| 帯域分割端末伝送機能 〔ラインシェアリング〕 ※1 | 回線管理機能 | 1回線 ごと | 50円 (49円) | 55円 (55円) | 54円 | 54円 |
| | MDF部分 | 1回線 ごと | 45円 (40円) | 39円 (36円) | 40円 | 34円 |
| 光信号伝送装置 〔GE-PON〕※3 | 1Gb/s | 1装置 ごと | 1,611円 (1,867円) | 1,394円 (1,729円) | 1,698円 | 1,285円 |
| 通信路設定伝送機能を 組み合わせられるもの ※1,2 | 2線式のもの | 1回線 ごと | 1,207円 (1,184円) | 1,259円 (1,220円) | 1,201円 | 1,267円 |
| 【参考】 光信号分岐端末回線の 加算料 ※1,4 | キャビネットボックス を設置する場合 | 1回線 ごと | 279円 (297円) | 317円 (331円) | 274円 | 306円 |
| | 光屋内配線と一体として利 用する場合 | 1回線 ごと | 276円 (292円) | 313円 (327円) | 271円 | 303円 |
| 光屋内配線を利用する場合の加算額 ※3 | | 1回線 ごと | 187円 (187円) | 182円 (184円) | 185円 | 179円 |

※1 タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

※2 調整前及び特損算入前の金額については施設保全費等の配賦方法見直しの影響緩和措置前の金額。

※3 タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

※4 平成27年度の光信号端末回線伝送機能等の設定を行うため別途接続約款の変更申請が行われている。

(2) 端末系交換機能(東西均一料金)

| 区分 | 単位 | 平成27年度接続料(カッコ内は調整前) | 平成26年度接続料 |
|-----------------|-------|-----------------------------|------------|
| 優先接続機能 | 1通信ごと | 0.0441円 (0.0331円) | 0.0375円 |
| 一般番号ポータビリティ実現機能 | 月額 | 10,000,000円 (9,750,000円) | 9,500,000円 |

(3) 光信号電気信号変換機能及び光信号分離機能

| 区分 | | | 単位 (月額) | 平成27年度接続料(カッコ内は調整前) | | 平成26年度接続料 | |
|---------------------------------|----------|------------------|------------|---------------------|----------------|-----------|--------|
| | | | | NTT東日本 | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| 光信号電気信号 変換機能 〔メディアコンバータ〕※ | 100Mb/s | 非集線型 〈1MCタイプ〉 | 1回線 ごと | 278円 (301円) | 126円 (249円) | 264円 | 76円 |
| | | 1Gb/s | 1回線 ごと | 799円 (859円) | 698円 (698円) | 605円 | 761円 |
| 光信号分離機能 〔局内スプリッタ〕※ | 局内4分岐のもの | | 1回線 ごと | 227円 (299円) | 295円 (334円) | 167円 | 202円 |

※ タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

(4) 中継伝送機能

| 区分 | 単位 (月額) | 平成27年度接続料(カッコ内は調整前) | | 平成26年度接続料 | |
|--------------------------|-------------|---------------------|--------------------|-----------|--------|
| | | NTT東日本 | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| 光信号中継伝送機能 〔中継ダークファイバ〕 | 1回線・1メートルごと | 0.782円 (0.844円) | 0.850円 (0.923円) | 0.760円 | 0.771円 |

(5) ルーティング伝送機能(地域IP網に係るもの)

| 区分 | 単位 (月額) | 平成27年度接続料(カッコ内は調整前) | | 平成26年度接続料 | |
|-----------------------------------|-------------------------|------------------------|------------------------|-----------|----------|
| | | NTT東日本 | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| 特別収容局ルータ 接続ルーティング機能 〔収容局接続〕 | LANインタフェース 100Mbit/s | — | 144,636円 (162,421円) | — | 137,606円 |
| | ATMインタフェース | 302,515円 (226,937円) | 148,070円 (147,581円) | 135,881円 | 136,651円 |

(6) 通信路設定伝送機能(主な品目のみ)

| 区分 | 単位 (月額) | 平成27年度接続料(カッコ内は調整前) | | 平成26年度接続料 | | | | |
|---------------|--|---------------------|---------------------------|-----------|------------------------|----------------------|----------|---------|
| | | NTT東日本 | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 | | | |
| 通信路設定 伝送機能 | 一般専用 に係るもの 〔一般専用サービス〕 | 3.4kHz | 同一MA内の場合 | 1回線 ごと | 9,371円 (7,591円) | 7,796円 (6,291円) | 6,583円 | 6,013円 |
| | | | 上記以外の場合 | 1回線 ごと | 10,369円 (8,433円) | 8,909円 (7,135円) | 7,457円 | 6,828円 |
| | | | 10kmを超える場合の 10kmごとの加算料 | 1回線 ごと | 130円 (110円) | 70円 (70円) | 110円 | 50円 |
| | 高速デジタル伝 送に係るもの 〔デジタルアクセス〕 | 64kb/s | 同一MA内の場合 | 1回線 ごと | 8,852円 (7,176円) | 7,368円 (5,953円) | 6,222円 | 5,687円 |
| | | | 上記以外の場合 | 1回線 ごと | 9,792円 (7,968円) | 8,420円 (6,751円) | 7,045円 | 6,457円 |
| | | | 10kmを超える場合の 10kmごとの加算料 | 1回線 ごと | 120円 (100円) | 70円 (70円) | 100円 | 50円 |
| | 〈エコミークラス〉 ※ | 1.536M b/s | 同一MA内の場合 | 1回線 ごと | 69,545円 (52,462円) | 49,064円 (39,232円) | 50,545円 | 39,984円 |
| | | | 上記以外の場合 | 1回線 ごと | 92,105円 (71,470円) | 74,312円 (58,384円) | 70,297円 | 58,464円 |
| | | | 10kmを超える場合の 10kmごとの加算料 | 1回線 ごと | 2,880円 (2,400円) | 1,680円 (1,680円) | 2,400円 | 1,200円 |
| | ATM専用 に係るもの 〔ATM専用サービス〕 〈デュアルクラス〉 | 1Mb/s | 同一MA内の場合 | 1回線 ごと | 203,805円 (161,279円) | 80,768円 (75,329円) | 184,432円 | 68,007円 |
| | | | 上記以外の場合 | 1回線 ごと | 218,451円 (172,010円) | 93,013円 (84,855円) | 197,516円 | 76,642円 |
| | | | 10kmを超える場合の 10kmごとの加算料 | 1回線 ごと | 800円 (950円) | 480円 (640円) | 950円 | 480円 |

※ タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

(7) データ伝送機能(主な品目のみ)

| 区分 | 単位 (月額) | 平成27年度接続料(カッコ内は調整前) | | 平成26年度接続料 | | |
|-----------------------|------------------------------|---------------------|------------------------|------------------------|----------|----------|
| | | NTT東日本 | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 | |
| データ伝送機能 〔メガデータネット〕 | 500kb/s 〈クラス1〉 | 1回線 ごと | 32,213円 (24,673円) | 16,797円 (14,958円) | 26,404円 | 12,723円 |
| | 6Mb/s 〈クラス2・最低伝送速度3Mb/s〉 | 1回線 ごと | 187,121円 (143,320円) | 94,876円 (84,680円) | 150,794円 | 71,048円 |
| | 10Mb/s 〈クラス2・最低伝送速度5Mb/s〉 | 1回線 ごと | 282,711円 (216,534円) | 143,212円 (127,845円) | 231,528円 | 107,232円 |

(8) 番号案内機能等

| 区分 | | 単位 | 平成27年度接続料(カッコ内は調整前) | | 平成26年度接続料 | | |
|------------------------|---------------|-------------------|-------------------------|------------------|------------------|--------|-------|
| | | | NTT東日本 | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 | |
| 番号案内サービス 接続機能 | 中継交換機等接続 | | 1案内ごと 152円 (118円) | 114円 (95円) | 121円 | 103円 | |
| | 端末回線 線端等接続 | 加入電話から 発信する場合 | 1案内ごと 156円 (121円) | 117円 (99円) | 125円 | 106円 | |
| | | ひかり電話から 発信する場合 | 1案内ごと 154円 (119円) | — | 123円 | — | |
| 番号情報データベース登録機能 | | 1番号ごと | — | 4.82円 (5.34円) | — | 5.41円 | |
| 番号情報 データベース 利用機能 | 一括でデータ抽出 | | 1番号ごと | — | 3.75円 (3.67円) | — | 0.11円 |
| | 異動データのみをデータ抽出 | | 1番号ごと | — | 4.56円 (5.29円) | — | 5.53円 |
| 番号案内先への通信実現機能 | | 1通信ごと | 38円 (63円) | 16円 (42円) | 46円 | 17円 | |

(9) 公衆電話機能

| 区分 | | 単位 | 平成27年度接続料(カッコ内は調整前※) | | 平成26年度接続料 | |
|--------------|--|------|----------------------|----------------------|-----------|---------|
| | | | NTT東日本 | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| 公衆電話発信機能 | | 1秒ごと | 1.6867円 (1.2239円) | 1.3501円 (1.0306円) | 1.5531円 | 1.2855円 |
| デジタル公衆電話発信機能 | | 1秒ごと | 1.0024円 (0.7993円) | 1.3858円 (1.0564円) | 0.9161円 | 1.2450円 |

※ 調整前の金額については施設保全費等の配賦方法見直しの影響緩和措置前の金額。

工事費・手続費・コロケーション料金等

NTT東西は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第4項第1号ホに基づき、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第23条の4で定める事項(工事費・手続費・コロケーション料金等)を接続約款に規定することが義務付けられている。平成27年度の工事費・手続費(※)は、作業単金がPCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の影響等により上昇したため、前年度に比べておおむね上昇している。

※ 工事費・手続費は、一部を除き、作業単金に作業時間を乗じて算定されている。

(1)工事費・手続費の算定に用いられる作業単金の改定

| 単位 | 平成27年度単金 | | | | 平成26年度単金 | |
|---------------------|----------|--------|--------|--------|----------|--------|
| | NTT東日本 | | NTT西日本 | | NTT東日本 | NTT西日本 |
| | 特損算入後 | 特損算入前 | 特損算入後 | 特損算入前 | | |
| 平日昼間・一人当たり・1時間ごと | 6,175円 | 6,159円 | 6,107円 | 6,077円 | 6,168円 | 6,099円 |
| 平日夜間・一人当たり・1時間ごと | 7,121円 | 7,104円 | 7,042円 | 7,007円 | 7,110円 | 7,023円 |
| 平日深夜・一人当たり・1時間ごと | 8,203円 | 8,183円 | 8,109円 | 8,068円 | 8,189円 | 8,078円 |
| 土日祝日昼夜間・一人当たり・1時間ごと | 7,391円 | 7,372円 | 7,309円 | 7,272円 | 7,381円 | 7,286円 |
| 土日祝日深夜・一人当たり・1時間ごと | 8,472円 | 8,452円 | 8,376円 | 8,334円 | 8,458円 | 8,342円 |

(2)光屋内配線に係る工事費の改定

光屋内配線(※1)に係る工事費については、平成26年度接続料の認可に際し、当審議会答申を踏まえ、総務省がNTT東西に対して、工事費の算定に用いられている作業時間を再計測するよう要請した。NTT東西が再計測を実施したところ、光屋内配線工事の作業時間の短縮(※2)等により、光屋内配線を新設する場合の総作業時間は前回計測時(平成21年度)と比較して約20%短縮することが確認された。本件申請では、これを反映させた結果、光屋内配線に係る工事費は低減している。

※1 主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限る。

※2 工事を行う建造物に屋内配線を収容するための配管が設置されている場合は、設置されていない場合と比較して、作業時間が約1/3であることが新たに判明。光屋内配線の新設工事の場合は、配管が設置されている建造物の比率が前回計測時と比べて高くなったことが、作業時間短縮の要因と想定される。

| 区分 | 単位 | 平成27年度料金 | | | | 平成26年度料金 | | |
|--------------------|-----------------------|-----------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|
| | | NTT東日本 | | NTT西日本 | | NTT東日本 | NTT西日本 | |
| | | 特損算入後 | 特損算入前 | 特損算入後 | 特損算入前 | | | |
| 光屋内配線 工事費 ※1 | 光屋内配線を 新設する場合 | 1工事 ごと | 14,607円 | 14,576円 | 14,571円 | 14,513円 | 17,821円 | 17,646円 |
| | 既設光屋内配線を 転用する場合 ※2 | 1工事 ごと | 7,139円 | 7,127円 | 7,332円 | 7,312円 | 9,327円 | 8,883円 |

※1 工事の適用時間帯:平日昼間の場合。

※2 光コンセントを新設する場合であって、ONUの撤去に併せて既設光屋内配線工事を行う場合。

(3)テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費並びに接続工事等時刻指定手続費の改定

平成26年5月に接続約款に規定されたテープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費(※)(光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせであって、接続申込みに併せてテープ分散での提供可否を調査するもの)並びに平成26年4月に接続約款に規定された光信号端末回線(加入ダークファイバ)等に係る接続工事等時刻指定手続費(夜間・深夜のもの)の算出については、従来、試算による作業時間を用いていた。平成26年度において一定の利用実績が発生したことから、本件申請では、作業時間の実績を用いて工事費が算定されている。その結果、工事費は前年度に比べて上昇している。

※ 光ファイバケーブルの内部では複数の芯線が1本のテープとして束ねられている。複数の光信号端末回線同士が異なるテープに収容されているかどうかの状況又は複数の光信号端末回線同士が異なるテープに収容される形態での提供の可否を調査する手続に、この調査費が適用される。

| 区分 | 単位 | 平成27年度料金 | | | | 平成26年度料金 | | |
|----------------------------------|--|----------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|
| | | NTT東日本 | | NTT西日本 | | NTT東日本 | NTT西日本 | |
| | | 特損算入後 | 特損算入前 | 特損算入後 | 特損算入前 | | | |
| テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費 ※ | 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの | 1区間ごと | 3,069円 | 3,061円 | 2,919円 | 2,905円 | 2,510円 | 2,604円 |
| 接続工事等時刻指定手続費 | 平日夜間 | 1件ごと | 14,335円 | 14,300円 | 16,739円 | 16,656円 | 13,815円 | 16,300円 |
| | 土日休日夜間 | 1件ごと | 14,878円 | 14,840円 | 17,373円 | 17,286円 | 14,341円 | 16,911円 |
| | 平日深夜 | 1件ごと | 22,468円 | 22,413円 | 27,846円 | 27,706円 | 21,840円 | 26,924円 |
| | 土日休日深夜 | 1件ごと | 23,205円 | 23,150円 | 28,763円 | 28,619円 | 22,557円 | 27,804円 |

※ 新設に伴うテープ分散の可否調査 (接続申込みを同時に行う場合)

【参考】主な工事費・手続費等

1. 管路・とう道等の料金の改定

(1) 管路・とう道、土地・通信用建物の料金の改定

| 区分 | 単位 (年額) | 平成27年度平均料金 (カッコ内は調整前) | | 平成26年度平均料金 | |
|-----|--------------|--------------------------|----------------------|------------|---------|
| | | NTT東日本 | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| 管路 | 1条当たり1メートルごと | 205円 (214円) | 171円 (184円) | 212円 | 163円 |
| とう道 | 1メートルごと | 40,943円 (42,230円) | 36,270円 (38,458円) | 42,155円 | 34,002円 |
| 土地 | 1平方メートルごと | 1,042円 (1,085円) | 705円 (710円) | 1,017円 | 749円 |
| 建物 | 1平方メートルごと | 32,694円 (33,205円) | 20,375円 (21,075円) | 34,319円 | 22,604円 |

(2) 電柱使用料の改定

| 区分 | 単位 (年額) | 平成27年度料金(カッコ内は調整前) | | 平成26年度料金 | |
|-------|------------|--------------------|----------------|----------|--------|
| | | NTT東日本 | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| 電柱使用料 | 1使用箇所数ごと | 698円 (791円) | 657円 (779円) | 745円 | 747円 |

2. 個別負担の接続料(網改造料)等の算定に用いる諸比率の改定

個別負担の接続料(網改造料)については、取得固定資産価額が個別に把握できない場合に、物品費及び設備区分ごとの諸比率を用いて取得固定資産価額相当額を算出(※1)した上で、設備管理運営費を算出(※2)している。

※1 取得固定資産価額相当額=物品費+取付費(物品費×取付費比率)+諸掛費((物品費+取付費)×諸掛費比率)
+共通割掛費((物品費+取付費+諸掛費)×共通割掛費比率)

※2 設備管理運営費=保守運営費(取得固定資産価額相当額×設備管理運営費比率)
+減価償却費(取得固定資産価額相当額を基に算定)

(1) 取得固定資産価額相当額の算定に係る比率

| 区分 | | 平成27年度数値 | | 平成26年度数値 | |
|-------------|-------------|----------|--------|----------|--------|
| | | NTT東日本 | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| 取付費 比率 ※ | 交換機械設備 | 0.257 | 0.303 | 0.258 | 0.301 |
| | 電力設備 | 0.883 | 0.868 | 0.871 | 0.873 |
| | 伝送機械設備 | 0.166 | 0.250 | 0.156 | 0.235 |
| | 無線機械設備 | 0.056 | 0.082 | 0.064 | 0.168 |
| 諸掛費 比率 ※ | 土地及び通信用建物 | 0.079 | 0.077 | 0.073 | 0.082 |
| | 土地及び通信用建物以外 | 0.006 | 0.005 | 0.006 | 0.004 |
| 共通割掛費比率 ※ | | 0.066 | 0.083 | 0.068 | 0.044 |

※ 物品費等の実費に基づき算定されるため特損の影響はない。

(2) 年額料金の算定に係る比率

| 区分 | | 平成 27 年度数値 | | 平成 26 年度数値 | |
|--------------------|-----------|------------|--------|------------|--------|
| | | NTT東日本 | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| 設備管理 運営費比率 ※ | 端末回線伝送機能 | 0.036 | 0.035 | 0.039 | 0.038 |
| | 端末系交換機能 | 0.051 | 0.047 | 0.051 | 0.045 |
| | 中継系交換機能 | 0.058 | 0.046 | 0.055 | 0.044 |
| | 中継伝送機能 | 0.036 | 0.037 | 0.036 | 0.035 |
| | 通信料対応設備合計 | 0.049 | 0.045 | 0.049 | 0.044 |
| | データ系設備合計 | 0.104 | 0.079 | 0.101 | 0.083 |

※ 網改造料の算定対象設備に係る除却費が網改造料に含まれる場合。

(3) 電力設備に係る取付費比率及び設備管理運営費比率

| 区分 | | 平成 27 年度数値 | | 平成 26 年度数値 | |
|-----------|------------------|------------|--------|------------|--------|
| | | NTT東日本 | NTT西日本 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| 取付費比率 ※ | 受電設備 | 1.306 | 1.076 | 1.308 | 1.095 |
| | 発電設備 | 0.672 | 0.679 | 0.677 | 0.677 |
| | 電源設備及び 蓄電池設備 | 0.910 | 0.865 | 0.904 | 0.871 |
| | 空気調整設備 | 1.614 | 1.952 | 1.610 | 1.980 |
| 設備管理運営費比率 | 電力設備及び 空気調整設備 | 0.044 | 0.039 | 0.047 | 0.038 |

※ 物品費等の実費に基づき算定されるため特損の影響はない。

審査結果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

| 審査事項 | 審査結果 | 事由 |
|---|------|---|
| 1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア） | — | 変更事項なし。 |
| 2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ） | 適 | 接続料は接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。 |
| 3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ） | — | 変更事項なし。 |
| 4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ） | 適 | 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていると認められる。 |
| 5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)オ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号）） | — | 変更事項なし。 |
| 6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道、電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)カ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号）） | 適 | 他事業者が接続に必要な装置を N T T 東西の建物、管路、とう道、電柱等に設置する場合の負担すべき金額について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、適正かつ明確に定められていると認められる。 |
| 7 他事業者が屋内配線設備（集合住宅向けに限る。）を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)カ（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号）） | — | 変更事項なし。 |
| 8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)カ（施行規則第 23 条の | 適 | 他事業者が負担すべき工事費、手続費等について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、適正かつ明確に定められていると認められる。 |

| | | |
|---|---|---|
| 4 第 2 項第 4 号)) | | |
| 9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5 号)) | — | 変更事項なし。 |
| 10 法第 8 条第 1 項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 6 号)) | — | 変更事項なし。 |
| 11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 7 号)) | — | 変更事項なし。 |
| 12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 8 号)) | — | 変更事項なし。 |
| 13 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第 15 条の 2 ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 9 号)) | — | 変更事項なし。 |
| 14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 10 号)) | — | 変更事項なし。 |
| 15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 11 号)) | — | 変更事項なし。 |
| 16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2)) | 適 | 本件申請は、接続料規則第 21 条の規定に基づき接続料の再計算を行い、これにより当該接続料の改定を行うものであり、料金表に定める接続料は、接続料規則第 4 章の規定に基づいて算定された原価に照らし、公正妥当なものと認められる。なお、PCB 廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱い、特設公衆電話に係る費用の扱い及び施設保全費等の配賦方法見直しの影響の緩和措置についてはそれぞれ別記 1～別記 3 のとおり。 |
| 17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでない | 適 | 本件申請において、自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする |

| | | |
|---|---|--|
| こと。(審査基準第 15 条(3)) | | る旨の記載は認められない。 |
| 18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条(4)) | 適 | 本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。 |

(別記)

1. PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱い

特別損失は、電気通信事業会計規則(昭和 60 年郵政省令第 26 号)上、電気通信事業損益に含まれておらず、接続会計にも計上されないものである。接続料規則においては、接続会計の設備区分別費用明細表に記載された費用を接続料原価とすることが定められているため、特別損失を接続料原価に含めることは原則として認められていない。

一方、本件申請では、PCB廃棄物の処理単価見直しに伴う特別損失として計上された環境対策引当金繰入額のうち、第一種指定電気通信設備に係る費用を接続料原価に算入する措置がとられており、当該措置について、接続料規則第 3 条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

当該措置については、①NTT東西から示された特別損失の内訳資料により、接続料原価に算入された特別損失が第一種指定電気通信設備に係るものであると認められること、②当該特別損失は、PCBが含まれた照明器具用の安定器等のうち通信ビル等に設置されたものを適切に廃棄するために要する費用であり、第一種指定電気通信設備の管理運営(開発、計画、設置、運用、保守、撤去等)に必要な費用と認められること、③その費用の算定が適切に行われていること等に鑑みると、当該措置を実施することに一定の合理性があるものとする。

2. 特設公衆電話に係る費用の扱いについて

本件申請においては、公衆電話機能について、特設公衆電話に係る費用(※)を公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の接続料原価に算入する措置がとられている。当該措置については、接続料規則にこれを認める規定がないため、同規則第 3 条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

特設公衆電話に係る負担方法の在り方については、

- (1) (平時にも発生する)特設公衆電話に係る費用を、需要(災害時等に発生するトラヒック)で除して特設公衆電話に係る接続料を設定する考え方もあるが、その場合、災害時等に、それまで長年に渡り積み重なった巨額の費用を接続事業者が突発的に負担することとなるおそれがあるため、接続事業者の予見性を確保するためにも、負担の平準化が必要であること
- (2) 特設公衆電話は、災害時等にのみ提供されるものではあるが、災害時等における常設の公衆電話を補完する役割を果たすものであること
- (3) 平成 25 年度接続料改定の際の情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、NTT東西が関係事業者間と協議を行った結果、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入する措置に替わる複数案が示されたものの、いずれの案も従来の接続料算定の考え

方との親和性が低い点や、安定的かつ継続的な負担を実現するという面で適切でないという点に課題があるとされ、全事業者による合意は困難という結論に達したため、引き続き、公衆電話接続料での負担を継続するという事で全事業者の意見が合致したことから、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入する措置について一定の合理性があるものとする。

※ 端末回線コスト(メタル加入者回線及びMDFに係る費用)及びNTSコストのうちき線点RT-GC間伝送路に係るもの以外の費用。

3. 施設保全費等の配賦方法見直しの影響の緩和措置について

メタル検討会の報告書では、施設保全費等の配賦方法見直しの実施は、メタル回線に係る接続料を低減させる効果がある一方で、加入光ファイバの接続料を大幅に上昇させる効果をもたらすことが想定されることから、配賦見直しの影響を受ける平成26年度及び平成27年度の接続料については、加入光ファイバ接続料が上昇する場合、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映するなど影響緩和措置を講ずることが提言された。

別途申請されているように、加入光ファイバに係る接続料については、メタル検討会の報告書を踏まえた配賦方法の見直しを実施した結果、前年度より上昇することが見込まれたため(資料59-3参照)、激変緩和措置(①加入光ファイバに係る接続料原価から一部費用を控除し、②控除された額と同額をドライカップ等の接続料原価に加算)を講ずることとしている。なお、激変緩和措置を行うことについて、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

こうした措置のうち、まず、加入光ファイバに係る接続料原価から一部費用を控除する措置については、平成27年度加入光ファイバ接続料の審査結果(資料59-3参照)において、これを認めることが適当としている。

次に、上記の控除額をドライカップ等の接続料原価に加える措置については、メタル検討会の提言を踏まえ、激変緩和措置に伴う控除額と同額をドライカップ等の接続料原価に加えるものであり、一定の合理性があるものとする。